

令和5年12月6日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

19番 大 森 俊 和

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 重 信 好 範 宍 戸 稔 保 実 治 黒 木 靖 治 伊 藤 芳 則
第 2	議案第129号	令和5年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

令和5年12月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（令和5年12月6日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		重 信 好 範……………209
		宍 戸 稔……………222
		保 実 治……………237
		黒 木 靖 治……………252
		伊 藤 芳 則……………261
第 2	議 129	令和5年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………273


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目及び追加議案の審議を行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、新家議員及び小田議員を指名いたします。

この際、御報告をいたします。本日の会議の欠席者として、大森議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。

次に、本日の一般質問に当たり、保実議員、黒木議員、重信議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 皆さん、おはようございます。清友会の重信好範でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。執行部の皆さんにおかれましては、子供たちに夢を、若者に未来を、高齢者の方々に安心感がしっかり伝わる御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、去る11月2日、三和小学校5年生の児童15名が自然学習体験として、三和町の大土山への登山並びに許可を得ての森林伐採等の作業を、大土山を元気にする会の皆さんと一緒に学習させていただきました。森林組合の職員さんの御指導の下、児童の皆さんが一生懸命作業する姿に、また岩などで遊ぶ姿に元気を頂きました。今後もこのような取組は行ってほしいと願い、一般質問に入ります。

大項目1つ目のふるさと学生応援事業について質問に入ります。この質問は、本年9月定例会において、同様の質問を先輩議員が一般質問されました。また、同定例会においても、産業建設常任委員会分科会においても議論した事業でございます。その後、数か月たち、この事業に対して担当課がどう向き合い、認識が変わったのか、何点か質問してまいります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度、令

和4年度、2年間で終了した事業ではございますが、本市出身で市外に在住している学生へ本市で生産された農産物や加工品等の特産物を送り、ふるさと三次への意識醸成と三次産農産物のPRを図る事業でございました。終了した理由は、国からの交付金が終了したことが一番に考えられますが、本市として終了した理由と、また本年9月定例会の先輩議員の一般質問に対する答弁で、現時点では再実施の予定はございませんが、本事業によるPR効果など、今後、シティプロモーションの活動に生かしていきたいというふうに考えておりますと御答弁されました。再支援の考えはないのか、併せてお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 9月定例会においてもお答えをさせていただいておりますけど、現在、ふるさと学生応援事業による支援の実施については考えていないところでございます。令和3年度及び4年度に実施いたしましたふるさと学生応援事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活や帰省等が困難な状況、また時短、休業を余儀なくされた飲食店等でのアルバイトの制限、そして行動制限という状況下の中で、市外に在住する三次市出身の学生を対象に実施した事業でございます。新型コロナウイルス感染症は本年5月から5類感染症に移行し、行動制限もなく、日常生活を取り戻しつつあるということもありまして、事業を終了したものでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 先輩の議員に対して9月の定例会において、シティプロモーションの活動等に生かしていきたいという御答弁がされておりますが、このシティプロモーションの活動とは別に切り離して、学生応援事業としてということは部署内でとか課内で話が出なかったんでしょうか。再質問いたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 学生に対しての支援ということでの議論につきましては課内においても協議をいたしましたが、やはり市外に出ている人だけをというのもどうかという、三次に住んでおられる方で自宅から通われている学生さん、そういったところもあろうかという公平的なところの観点はどうなのかというような議論もございましたが、このコロナ禍でやはり行動制限があるという状況下の中でこれを送ったというところに1つ大きなポイントがあるということで、現在、その行動制限もなく日常生活を取り戻しているということから、この事業に一定の整理をするべきではないかという議論を行っております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 画面表示をお願いいたします。コロナは確かに5類になったんですけども、やはりまだコロナの影響は、私は出とると思っております。この品物を、三次産の農産物をお送りいただき、それは感謝いたすところなんですけども、併せてアンケート調査をしておられると思います。その前に、令和3年度の申請者数は616人で、予算額は680万9,000円。令和4年度の申請者数は637人で、予算額においては795万4,000円でした。これを実際続けていけば、まだ600人台の人数が申請者として増えたんだろうと私は思うんです。アンケートを実施され、83%の学生が三次市の農業、農産物への関心が高まった。こう評価を得ていることから、この調査を生かしてないのではないかと思うんですが、分析はどうされているのかお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 令和3年度及び令和4年度に、このふさと学生応援事業の際にアンケート調査を実施しておりますけど、回答を頂いたほぼ全ての学生が本事業はとてもよかった、よかったと回答され、本市の農業の農畜産物への関心についても、回答を頂いたほぼ全ての学生が関心を持ったと回答をされております。しかしながら、回答者数は両年度とも1割程度の回収率ということもございまして、十分なサンプルが得られているという状況ではございませんでしたが、学生や事業者双方にとって一定の成果があったというふうに受け止めております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) アンケート調査は議会事務局を通して資料請求していただき、手元に持っておるんですけども、やはり問1から問9、年度ごとにちょっと問いの数は違うんですけども、やはりこの三次産の品物が県外に渡って、それを学生さんにいろいろ聞いてみたら、三次市はこんなことをしているんだねということが若い者同士で、学生同士で広がっていくわけなんです。だから、三次のよさ、三次はこんなことをしてくれるんだなという声も聞きました。

ただ、このアンケートをやっぱり生かしてほしいと私は思うわけで、次の質問に入るんですが、本当に学生のことを考えた本市独自の支援ができないんだろうか。このアンケート調査が高い評価を得ているにもかかわらず、僅かこの2年間で終わったのは本当に残念でございます。コロナは5類になりましたけど、物価高騰は続いており、学生の皆さんはこのことに直面しているのではないのでしょうか。ここからは御提案ですが、本市独自の事業として、農産物を減してでも、今20種類あるとしたら10品目に抑えてでも、やはりこの事業を継続していくべきと私

は思うんです。その中に三次市の企業ガイドブックや広報みよしを入れて、この事業を継続すべきと私は強く望みますが、担当課の御所見をお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、市外の学生を対象とする事業の実施ということについては考えておりませんが、9月の定例会のほうでも述べさせていただいておりますように、シティプロモーションの活動としてつながり人口の拡大を基本的な戦略としていることから、市外に出た方とのつながりを持続可能なものとするように、今年11月10日から12日の間に東京のひろしまブランドショップTAUにおいて、本市のPRや三次市産の農畜産物や特産品等のフェアを開催しております。今後も、三次産品を活用した公式SNSの登録者数拡大に向けたキャンペーンなどを通じて本市とのつながりづくりを進めるとともに、三次産品の認知度向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 前段でも言いましたけども、シティプロモーションはシティプロモーションでやればいいんだと思うんです。この学生応援は別物と私は考えてほしいんですが、本市の特徴として、終了する事業には決断が早いなと思います。新規につくろうとする我々議員が提案しよる事業、提案型にはなかなかいい返事を頂けないのが残念でございます。

本当にふるさと学生に対して親身になった真の優しさ、心の通った取組はできないんでしょうか。再度質問いたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 学生対象ということではございますけど、これまでも申しましたようにコロナ禍という状況、行動制限、今までの通常の生活ができなかった。そういったところ、その時期に対して、やはり三次市として応援していこうということでのこの事業でございます。今、そういう環境が、行動制限とかいうものもなくなってまいりました。その厳しいときに三次市として学生を応援するという事業でございますので、今の状況においてはこの事業というのは考えておりませんが、学生を対象とした事業といった点で言いますと、企業ガイドブック等も成人式等でのQRコードでの配布でありますとか、そういったところでもありますとか高校生を中心とした市内企業のPR、そういったところも通常の事業で対応しております。こういった事業をしながら、学生に向けてやはり三次市の企業、また三次の魅力というのをPRしていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） とにかく、せつかく2年間やったわけですから、後半に出てきますけども、財源がやっぱり心配なんだと、心配を私もしております。637人というこれだけの応募を頂いとるわけですから、やはり親身になった、心の通った政策を考えてほしいと思います。

そして、ふるさと納税を財源として活用について質問に入るんですが、先ほども言いました本年9月定例会においても、産業建設常任委員会分科会でもこの事業について議論いたしました。他市では既に独自事業として、ふるさと学生に対して応援事業をしている自治体があります。福島県須賀川市や秋田県男鹿市など、既に今年度より取り組んでおられます。分科会でも同僚議員より、ふるさと納税を活用してみたらどうなのか。財源に課題があれば、ふるさと納税を活用したらいいんじゃないかという御意見も出ました。そのことに関しては、担当課はどうお考えでしょうか。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 事業の決定に当たりましては、各担当部署において当該事業が市として必要な事業かどうかを見極め、その上で補助金等の特定財源の有無でありますとか、費用対効果を踏まえて決定をしておるところでございます。その財源のうち、ふるさと納税につきましては、年度ごとの納税額の増減でありますとか国の制度変更による影響が大きいことありまして、将来に向けて安定的な額を確保できるかについて不透明な部分もございます。将来にわたって継続して実施する事業への充当財源とすることについては、慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） このふるさと納税については、昨日も市道の草刈り等でふるさと納税を使えないだろうかという先輩議員の質問もありました。必ずしも建設部長からはいい答弁を頂けなかったと記憶しております。やはり総務部長も今聞く限り前向きではないなという、ちょっと残念な答弁だと思います。学生さんも一応出とるけども三次の市民なわけですから、この事業は、後ほど述べますけども、やっぱり移住・定住にもつながってくると私は思っとるんです。それで、去る10月17、18日にかけて、会派で日本青年会館にて清溪セミナーに参加してまいりました。今回のテーマは子供政策、子供支援が中心でございましたが、2日目の最初の講義で、前明石市長の泉 房穂氏の講演を聞きました。その中で印象に残っている言葉があります。優しい社会を明石から。優しい社会とは、互いに助け合い、支え合う当たり前の社会。優しいまちは強いまち。明石からとは、国を待つことなく明石から始める。明石からだけでなく、明石から全国に広げるという泉氏の講演を聞いてまいりました。この事業も、やっぱりふるさと

と学生さんも、三次から我々のことを思ってくれているんだと思っていただけるような発信をしておられます、2年間。将来は三次に帰ってきたい。働こう、結婚しようという効果につながる事業だと私は思っています。しかし、この効果はすぐには出ないんだと思うんです。やっぱり時間がかかると思います。送り続けないと学生さんには響かないんだと思うんです。明石では、明石出身者が他市に出て、明石以外の他市でパートナーを見つけ、結婚し、子供を産み、子供政策の魅力で明石にまた戻ってくる。そして、1人目、2人目をまたつくろうかというようなイメージで人口が増えているようなことを泉氏から御講演で聞きました。この事業は、すぐには効果が出ないんだと思うんです。先ほど言いましたように、子育て移住にもつながってくると思います。未来ある投資だと思います。将来の三次市の納税者にもなる方です。早期の復活を強く望み、2つ目の質問に入ります。

2つ目の自転車の安全利用対策とヘルメット購入費用助成について、質問に入ります。一昨日、同僚議員から、本市は広島県内で唯一の自転車安全利用に関する条例を制定していると御紹介がありました。本年4月から改正道路交通法の施行に伴い、年齢を問わず、自転車に乗る全ての人を対象にヘルメットの着用が努力義務となりました。全国では交通事故全体に占める自転車の比率は増加傾向にあるようで、自転車事故の死亡につながった事故では犠牲者の約6割が頭部に致命傷を負っている結果が出ていて、ヘルメットの着用により、死亡率は大きく下がる結果も出ています。

本市の自転車事故は令和3年度で8件、令和4年度で28件だと三次警察署でお聞きしました。そして、年々増えている状況でございます。まず、本市の自転車事故の原因や現状について伺いいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 本市において死傷者の絡む自転車事故、いわゆる人身事故でございますけれども、令和3年が1件、令和4年が6件、令和5年は10月末時点で8件というふうに確認しております。増加傾向にあるというふうに確認しております。本市に特徴的な自転車事故の原因というものを分析したデータはございませんけれども、広島県警によりますと、昨年県内で発生した自転車事故901件のうち、交差点進行に係る事故、いわゆる交差点での事故が150件と最も多く、その内容が安全の不確認、一時不停止、信号無視といった主な原因となっております。また、自転車事故の全国的な傾向でございますけれども、自転車乗車中の交通事故件数は総数では減ってきておるという状況でございますけれども、交通事故全体の中での自転車事故の関連事故の占める割合というのは増加してきております。約3分の2が自転車利用者側の何らかの交通違反が原因というふうに分析されております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番（重信好範君） 増加傾向にあるということで、2年前も上原交差点地先で県立中学校の学生さんがヘルメットをしていたがために助かったというニュースもありましたし、先般は、先月、秋町のほうで中学生が死亡するという痛ましい事故があったことから、やはり後ほど出てくるヘルメットの重要性も大切なことだと思います。原因と現状については理解いたしました。

そして、道路交通法改正の意義と自転車用ヘルメットの効果について質問に入りますが、警視庁の資料によりますと、年齢層では65歳以上の自転車事故が増加傾向になっております。平成30年以降の自転車事故で死亡した人の約6割が、先ほど言いましたように頭部に致命傷を負っております。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。要するに、自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守るという重要な数字だと思います。本市では今回の道路交通法改正の意義と自転車用ヘルメットの効果についてどのように考えておられるか、御所見をお伺いします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 今、議員からもございましたように、自転車乗車時の命を守る行動として、ヘルメットの着用というのは大変重要であると考えております。それを踏まえまして、道路交通法の一部改正が行われたということは大変意義のあるものというふうに考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） やっぱりヘルメットをしているとしてないとは大きな違いがあります。一昨日の同僚議員のほうも、ヘルメットのことを大変強く言っておられました。やはり市民に意識啓発をしていかなきゃいけないんだと思うんですけども、次の質問に入るんですが、本市として、今回の改正を受けて市民への自転車事故の実態、マナー・ルールを守り、自転車事故・危険運転防止の強化をするため、どのように意識啓発を行っているのか、御所見をお伺いします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 本市では、三次警察署、三次交通安全協会、交通事業者など関係団体と協力いたしまして、令和5年4月1日の道路交通法の一部改正に伴って広島県が令和5年、今年の交通安全運動の重点項目の1つとして挙げました自転車の安全利用の推進につきまして、まず交差点の信号遵守と一時停止、夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止、それとヘルメットの着用、そういったことを各季の交通安全運動期間を通じて、市民の皆さんに交通安全、自転車

の安全乗車の意識啓発に取り組んでいるところです。また、市の広報紙でございますとかホームページを使った啓発、交通安全運動の際には市の公式SNSでも啓発を図っているところがございます。引き続き、様々な機会を通じた継続した取組を行ってまいりたいと考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) くしくも今、交通安全週間、年末の週間でございます。やはり市民に対してSNS等々、広報みよし等で呼びかける必要があるんだろうと思います。市民の方に、自転車に乗るときはヘルメットを必ず着用するというのを強く言ってもらいたいと思っております。

そして、次に市内の小・中学生、児童生徒の皆さんへの意識啓発なんですが、市内の小学校の例を出しますと、家庭での申合せでの自転車の利用の決まり、これはPTAとの申合せ事項があります。1つとして、自分の体に合った自転車を使用し、自転車に乗る前は各部を点検して乗る。2つ目として、道路で自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用する。原則として、次の範囲内で乗る。だから低学年、中学年、高学年といろいろで、1、2年生でしたら家の周りだけ、道路には出ない。中学年でしたら、自分の地域のところだけの範囲内を回る。そして5、6年生になると町内、例えば吉舎町でしたら、三玉から敷地までは行ってもいいよとか、友達のところへ行ってもいい。例えば、三和でしたら下板木から敷名まで行ってもいいよというような、町内だけを回っていくような形でPTAで申し合わせてあります。児童生徒の交通安全教育の徹底やマナーなどの意識啓発、そしてヘルメット着用についての意識啓発はどのように行っているのかお伺いいたします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 各学校においては、児童生徒が交通ルール遵守を始め、自主的に安全な行動ができるように指導しているところです。具体的な取組といたしましては、自転車安全教室を開催し、夕暮れどきや夜間における反射材用品の取付け促進、点検整備について指導するほか、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守を促す。児童会、生徒会活動における自主的な交通安全活動を推進し、児童生徒の交通安全に関する関心や意識を高める。身近な地域の交通事情を知り、実際の地図を使ったりフィールドワークをしたりして交通事故が発生しやすい場所を把握し、自らが事故に遭わないための危険回避のシミュレーションを行うなどに取り組んでおります。特に、先月発生いたしました中学生の交通事故死を受けて、市教育委員会は全校に児童生徒の交通安全確保の徹底についてとする通知をし、警視庁が示している自転車安全利用五則を児童生徒に周知するとともに、保護者や地域の方々へ交通事故防止に向けた一層の協力を啓発し、児童生徒の安全確保の徹底に取り組むよう伝えたところでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) やはり低学年のときから学校とPTA、そして家庭で申合せ事項をきちっとして、一番にヘルメットをかぶることを強く言ってもらいたいのと、そして、かぶってない生徒にいろいろ聞きますと、思春期ですから、ヘアスタイルが崩れるからヘルメットをかぶりたくないとか、それは登校時にはかぶっているんですけども、下校時には自転車の前のかごに置いているような、かぶってなくて帰っているようなところも見受けますし、知っとる子だったら注意はするんですけども、やはり自分の命は自分で守ることが一番大事なんだろうと思います。

そして、次の自転車用ヘルメット購入費用助成について質問に入ります。同様の質問を一昨日、同僚議員が質問されましたので一部省略いたしますが、子供さんから高齢者まで、自転車事故防止策として自転車利用にヘルメットの着用の必要性を周知し、購入促進を促すため、命を守るために児童生徒、高齢者を対象にヘルメットの購入助成制度を設けるお考えはないのでしょうかという質問をすところでございますが、中学校では、既に中学校入学時にヘルメットの補助があります。県立中学校の場合は県からの補助があります。ならば、児童が1年生入学時期にはヘルメットの助成なり、そして高齢者、65歳以上の方にヘルメットの購入助成制度を設けることは考えられないか、お伺いいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 現時点で、高齢者を含めました一般市民を対象とした補助金の創設については計画はございません。やはり、まずヘルメット着用の重要性、必要性というものをきっちりと理解していただくよう啓発を行う。そういった中で、自転車の交通安全の取組を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 危機管理監に再質問するんですけども、本市は県内で唯一、自転車の安全利用に関する条例を制定している市町でございます。三原市は、既にこの県内で1番に補助をしております。一旦補助を締め切ったんですが、昨日の新聞に、三原市は今年20日より再び受け付けるという記事が出ておりました。やはりこれ、市民は注目しとるわけなんです。本市には自転車利用を制定している条例を作っとるわけですから、ヘルメットの助成はやっぱりしてあげてほしいということを強く望みたいんですが、再度御答弁をお願いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 繰り返しの答弁になりますけれども、ヘルメットの重要性というのは当然、市のほうでも認識をしておるところです。それが自転車を使われる方の安全につながっておるところでございます。一方で、まず自転車の乗り方といいますか安全というのがどこに、現在の事故が先ほど増加傾向にあるというふうに答弁申し上げましたけれども、そういった中で占める割合といいますか、そういったところをきっちりと判断する必要もあろうかと思えます。先ほど三原市のお話もございましたけれども、そういった他市の取組がヘルメット着用率の向上にしっかりつながっているかということもきちんと調査等もしていきたいと思えますけれども、現時点ではきちんと、やはり交通安全意識の向上、そういった啓発を行うということが必要であるというふうに考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 繰り返しの答弁はいいんですけども、このヘルメットの購入助成をすることで、やっぱり市民も意識啓発になるんだと思うんです。この条例を無視しとるわけじゃないんです。この条例があるからこそ補助をつけるべきだと思いますが、何が問題がある。やっぱり財源でしょうか。再質問いたします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 先ほど申し上げましたけれども、他市での事例があるというところ、言われたように非常に申込みが多かったというところの認識はございます。ただ、そこがどのようにつながったかというのは、やはり財源という問題も当然ございますけれども、効果というところもきっちりと見ていく必要はあると思えます。そういったところを踏まえた上での検討になろうかと思えますので、現時点での答弁といたしましては先ほどのようになろうというふうに考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） なかなかいい答弁を頂けないので残念なんですけども、この項目最後の質問に移るんですけども、自転車保険加入促進について質問に入ります。自転車と歩行者、ながら運転などの事故が全国的に増加傾向にあります。裁判になるケースも相次いでおります。本市での自転車利用者の自転車保険加入促進への取組をお伺いします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 市では、昨年10月6日に広島県が、広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例によりまして自転車損害賠償保険等への加入を義務化したことに伴いまして、広報紙、市ホームページ等を通じまして加入促進に努めているところです。また、自転車事故において高額賠償が発生した事例の紹介といったものもさせていただいております。また、自転車保険は損害保険会社の商品のほか、共済保険でございますとか、団体保険、自転車販売店、クレジットカードに付帯する保険など様々な種類がございます。安価で加入しやすいものがあるというようなこと、そういった周知をさせていただいて加入啓発に取り組んでいるところです。引き続きましてこういった取組を行いまして、自転車事故により自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減でございますとか、被害者の保護がしっかりとなされるよう努めてまいります。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 加害者にも被害者にもなってはいけないんですが、自転車保険の加入、これは強制するものではないんですが、安価な金額なので、他県では裁判になり、そして賠償額が1億とかいうようなことも聞いたことがあります。こういうことがあるんだよというのは、やっぱり広報等々で引き続き広報していただきたいと思います。そして、小・中学校での児童生徒の保護者への、子供たちの命を守るため、この自転車保険加入促進はどのように周知を徹底しておられるのかお伺いします。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育次長。

〔教育次長 宮脇有子君 登壇〕

○教育次長（宮脇有子君） 県の条例では、保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときには自転車損害賠償保険等に加入しなければならないとし、学校長は、自転車を利用する児童生徒及び学生及びその保護者に対して自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めるものとするとして定めております。これにより、各学校では、令和5年度の入学説明会やPTA総会等で保護者への周知及び啓発を行っているところでございます。引き続き、児童生徒や保護者に対して、自転車の安全な利用や保険加入についての情報提供や指導及び啓発を行っていきたいと考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） やはりこの保険加入は、保護者へPTA総会なり学級通信なり学校だよりなどで強く訴えないと、本当に命を守る、将来ある子供たちを守るためには、やはり親も変わらないけんと思うし、こういうことを保護者さんが保険を知っていないのが実情でございます。どうか引き続き、校長会等を通じてこの保険加入を徹底していただくようお願いを申し上げます。

して、最後の質問に入ります。

大項3つ目の、市職員の働き方と職場環境整備について質問に入ります。私は令和3年度12月定例会一般質問において、コロナ禍における児童生徒の生理の貧困、生理用品の市民への配布状況について一般質問いたしましたが、今回は女性職員が働きやすい職場づくりにつながるため、課題として、生理に関する4点を質問してまいります。生理休暇については、厚生労働省では生理休暇を必要とする女性が生理休暇を取得しやすい環境の整備のため、職場における生理に関する理解を深めることができるよう、当該休暇制度等について工夫して周知、広報を行うことを定めています。本市の状況はどうか、まずお伺いします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できるよう、各所属において業務計画や業務配分の見直し、職場全体で業務処理を総合支援する体制を整備するなど、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。また、生理休暇も含めました休暇制度全般については、職員情報ポータルの掲示板に掲載することによりまして周知するとともに、職員がいつでも見て確認できる状態としておるところでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 状況については理解いたしました。

私が思う生理休暇の取得状況、次の質問にするんですけども、この生理休暇については、やはり休みづらいというのが本音ではなかろうかと思えます。状況についてお伺いします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 生理休暇の取得状況につきましては、令和4年において、常勤の行政職で6人の職員が取得しております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 6人が多い少ないは別として、この次の質問でまた質問するんですけども、民間企業では生理休暇の名称をヘルスケア休暇やウェルネス休暇と変更して、生理だけでなく、更年期による体調不良や不妊治療通院まで範囲を広げた企業の事例があります。広島県庁においても2022年1月より、男性上司に言いやすくするため、ライフサポート休暇と変更しております。このように、生理休暇を取得しやすいように工夫した事例があることから、本市も検

討をしてはどうかと思いますが、お伺いいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 本市では、生理休暇は通称名として使用しております。

先ほど御紹介いただきました民間企業におきましては、名称変更や、更年期における体調不良などにも対応できる休暇としている例もございますので、取得しやすい環境整備も含めまして、国の制度や他の自治体の事例も参考にしながら研究していきたいと考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 広島県庁は2022年に取り入れたんですが、2021年には60人だった取得者が、変更後には、2022年には80人に増加しました。そして、呉市にあります中国労災病院は2018年、19年は取得者がゼロだったんですけども、名称を変えたため3人、5人で8人、若干増えつつあるということで、この中国労災病院は、職員からの要望を受けてヘルスケア休暇としたようでございます。この広がりには広島の官民から全国に広がりつつあるということで、10月31日の地元紙の朝刊に出ておりました。先ほど部長は検討すると言われましたが、行政、広島県庁も積極的にやっておられ、もう取り入れてあります。三次市も後れを取らず、この名称変更をしていただきたいと思いますが、最後に意気込みをお聞かせください。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 広島県も実施しておりますということでございますし、我々としまして、職員のほうからどういう名称であれば取得しやすいか、そういったところも調査しながら、引き続き検討して、使いやすい休暇の名称となるように考えていきたいと思っております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) よろしくお願ひします。

それで、この項目の最後に、職場環境整備について質問に入ります。仕事と不妊治療等の両立に関することの理解を深め、不妊治療や介護による休みを取りやすくするため、職場環境整備を推進するための工夫は本市は行っているのか。また、環境整備についてのお考えを部長にお伺いします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長（桑田秀剛君） 本市では日頃から上司と部下の対話を意識し、相談しやすい関係性の構築、風通しのよい職場づくりに努めておるところでございます。一例としましては、課長級職員におきましては仕事と家庭の両立、働きやすい職場環境づくり、係長級職員におきましては職員の健康管理や係の雰囲気づくりを担う役割について、研修を通じて浸透を図っています。このように取り組んでおることから、例えば課長級職員との職員の定期的な評価面談の際には、職員から業務に関すること以外に、家庭の状況でありますとか休暇の取得についての相談もあるなど、相談しやすい職場環境をつくってきておるところでございます。これらによりまして、不妊治療、介護による休暇に限らず、育児や子供看護に関する休暇など、各職員の個別の事情への理解と配慮、年次有給休暇も含めた休暇を取得しやすい環境づくりを行っており、引き続き積極的に取り組んでいきます。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 風通しのいい職場環境づくり、これは言葉では簡単に言えるんですけども、やはり上司に休みが言いやすいような、そういう風通しのいい環境づくりをめざしてほしいと思います。

今回、私は3つの提案をさせていただきました。ふるさと学生応援事業の復活、そしてヘルメットの購入費用助成、そして生理休暇の名称変更等、3つほど提案をさせていただきました。どうか1つでも要望がかなうように願ひまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時35分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時23分——

——再開 午前10時35分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。清友会の宍戸 稔でございます。議長のお許しを頂きましたので、12月定例会での一般質問を行います。

まず大きく1番目ですけども、君田温泉運営会社の清算状況と運営再開についてということでございます。君田温泉の運営が行われなくなって、2か月がたつわけでございます。地元の君田町を始めいろんなどころからの声として、交流の場、それからくつろぎの場がなくなって

寂しいという声。温泉に入れたい。宴会ができません。クラス会の計画をしとったけども、変更せにゃいけん。遠くに行かなくても身近でできたことができないもどかしい声。早く再開してもらえんか、再開はいつになるんかのという声につながっているものと思います。また、君田においては、地域の魅力がなくなるのではないか、誇れるものがなくなるのではないかという不安の声があります。

君田温泉は、御承知のとおり26年前の1997年10月21日、トエンティワンですけども、オープンしたものでございます。当初の計画でございますけども、入湯者数が1日当たり200人、それから年間入湯者数が7万人、売上げは9,000万円ということでの計画で出発したものでございます。それが2002年、平成14年10月24日、5年1か月で入湯者数が100万人を達成したという状況がありました。このとき、1日の入湯者数が600人、年間20万人で、当初の計画の3倍に近いものであった。さらには、売上げについては5億2,500万円、5年間の平均で、当初計画の6倍という状況であったわけでございます。年間の多面的な効果では、経済波及額が約3億円、雇用創出が80人以上、入り込み交流人口が約30万人。こういう君田にとっては元気づくりの拠点として定着し、予想をはるかに超える速さで100万人という達成が行われた状況があります。そういう中において、将来を展望した施設のリニューアルやその施設の充実のために、寄附金というのが健康ふれあい施設管理運営基金として1998年、平成10年から行われております。税金対策という一面もありますけども、今申し上げましたように、将来的な施設の健全な管理ということでの寄附金、積立金ということで行われたものでございます。1998年、平成10年においては1億2,601万円。1999年、平成11年においては7,101万円。2001年は8,500万円、2002年は6,500万円というような約3億5,000万円余りの基金が積み立てられ、君田村時代の後半においてはリニューアル等で5,000万円近いものが支出されたということで、新市に移行するときには約3億円の基金を持って新市に移ったという状況がございます。

こういう前提の中で質問に入らせていただきますけども、最初に君田温泉運営会社トエンティワンの清算状況ということで聞かせていただきたいと思っております。君田トエンティワンは、9月19日の株主総会で解散するという議決をして、解散したわけでございます。現在、清算手続が行われていると思っておりますけども、9月の定例会においての一般質問の答弁では、年内をめどに清算業務を終了する見通しであるということの回答がありましたけども、現在の状況というのをお知らせ願えたらと思っております。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 清算業務の進捗状況でございますけど、12月には支払い債務を履行し、経理処理を整えた後、令和6年1月には株主総会を開催し、清算業務に関する状況報告と決算見込みに関する経理状況を提示する予定であるというふうに清算人から聞いております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） このことも9月の定例会で聞かせていただいたんですけども、その清算というのは通常清算になるのか特別清算になるのかということをお伺いしたら、特別清算になる可能性があるということでございますけども、特別清算という方向でいっているということで現在も理解させてもらってよろしいのでしょうか。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 現在のところで言いますと通常清算とこのところの状況にありますけど、今後、状況に応じては特別清算ということにもなります。清算人のほうからは、現状では、今のところは通常清算ということになるかというふうにお伺いしております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 特別清算の可能性と言われた前回の答弁から、通常清算になるということで理解させてもらってよろしいということですね。通常清算ということになりますと、解散した会社に残った債務が資産の売却等で全額支払いをできる、債務超過でないということで理解させてもらうんですけども、この場合だったら、今、部長が言われるように6年、来年の1月には清算できるということで、その段階的には、清算結末までの流れというのは、第1段階として株主総会で解散が議決されて解散清算人選任と、それから登記ということ。それから、解散の届出、財産目録と貸借対照表の作成、それから債権者の保護手続、それから解散確定申告の提出、それから残余財産の確定、株主等への配分、清算確定申告の提出、決算報告書の作成、株主総会での承認で清算が終了し、最終的にその清算の終了を届け出るという11段階があるんですよ。今言って、どの段階かと言ってもなかなか分かりにくいと思うんです。答弁しにくいと思うんですけども、ですから、6年の1月には終わるということであるならば、その株主総会というのはいつ頃を予定されとるか、もうこの段階では明らかにされとらんとおかしいと思うんですよ。そこら辺の見通しはどのように、清算人2人、三次市の顧問弁護士も入られてやられておると思うんですけども、どのようなスケジュール感でやられておるかということをお伺いします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 1月に株主総会のほうを開催予定とされておりますが、まだその正式な日程等については伺ってない状況でございます。今の清算状

況の進捗状況をまた清算人のほうにも確認したいと思いますけど、現時点ではまだ詳細の日程等については伺っておりません。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) それで、通常清算になるまで残余資産があるということですね。債務超過にならないということがございますけども、特別清算の可能性があるとされる中で、そのときには、今まで私も何遍も聞いてきたわけなんですけども、先ほどもありました健康ふれあい施設管理運営基金を取り崩して、その負債部分に充てて通常清算にするというような流れがあるように私は理解させてもらったんですけども、その考えはもうなくなったということで理解させてもらってよろしいのでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 三次市健康ふれあい施設管理運営基金は、全ての財源が君田トエンティワンの事業利益の剰余金からの寄附金と運用益を積み立てたものであり、税を財源にするものではございません。現在、清算業務を行っている段階で、債権額、債務額はまだ確定をしておりませんが、清算人によるこの清算の結果を踏まえて、この基金の活用を検討するというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 先ほど、来年の1月に清算が終わるというふうに聞かせていただいたと思うんですけども、基金を取り崩してということは議会の議決は要らないんですか。12月の定例会に出されるか、臨時議会を正月早々に行ってそれを議決するという方法しかないと思うんですけども。そういうスケジュールで思われとるということで間違いありませんか。ですから、基金を投入しなかったら特別清算になるけども、基金を投入したら通常清算になるということでのスケジュール感で今考えとるということではよろしいんですね。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、通常清算と申し上げましたのは、現時点で支払いに滞りが無いということでの状態なので、特別清算にはならないというふうに清算人のほうからお伺いしております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ちょっとよく理解できんですけども、ですから、今現在、債務超過にはなっていないということなんですね。9月19日の臨時株主総会においては、君田トエンティワンのほうから借入金の返済金として、それから出資金の返済に充てるということで健康ふれあい基金を出してもらおうように市のほうに要望するというのがあったんですけども、ですから、借入金の返済も済んだらということでも理解させてもらってよろしいんですか、今の段階で。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、借入金のほうはまだ支払いの期限が到来していないということで、借入金についてはまだ負債が残っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから、解散するというたら、返済をもうせにやいけんのじゃないんですか。期日がどうのこうのよりも、通常営業しとるんだったら返済は返済期日までに支払えばいいということでしょうけども、解散した時点で、もう貸しとるお金は返してくれというのは当然あるんじゃないんですか。それを基金から出すということだったら議会の議決というのが必要なんじゃないんですかということをお尋ねしとるんですけども、それは大丈夫だということでも理解させてもらっていいんですか。ここは議場ですけども。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいまのお尋ねでございますけども、現在の状況を先ほど部長が答えましたけども、今、清算業務をして、1月には清算の数字が固まってくるんじゃないか、経理が固まるんじゃないかという状況を清算人から伺っております。そして、この清算業務は、その数字が固まった以降、債権の回収でありますとか債務の弁済を行った上で、いわゆる財務諸表、財産目録、貸借対照表でありますとか決算報告書を作成し、株主総会で承認を得なくてはなりません。その段階はこの1月と予定しておると言っておりましたけども、清算人によりますと、その最終的な承認を受ける株主総会は3月ぐらいになるんじゃないかなということ聞いております。議員もおっしゃっておられましたような清算終了の登記というものは、完了時期は来年の4月または5月というような段階になってくる。株主総会での承認決議を受けた上で清算されるということでもありますので、この清算というのは、今の段階での状況ではなくて、最終的なその財産の状況が貸借対照表、決算報告書で明らかになった後ではっきりするというところであります。現在、普通清算でいっとるというのは、現在の持つておる資金において支払いが進んでおるから普通清算で進んでおるけども、最終的に負債が上回っているような状況

であった場合には特別清算になるという可能性があるという意味でのことでありまして、基金をどう使うかというものは今検討中でありまして、その基金をどう使う云々のことであっても、全て予算において歳入歳出予算を組む。そして議決を得るとというのが当然原則でございますので、それを飛ばして物事を進めるというようなことにはなりませんので、その点については御承知いただきたいと思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 執行部で答弁を統一して言ってもらわんと困りますよ。部長は6年の1月中には清算できるというふうに答弁されて、今、堂本副市長は最終的には6月になるか分からんというような答弁だったんですよ。結局、執行部の皆さんが考えられとるのは、基金を取り崩して負債部分に充てることによって通常清算になる可能性がある。それを充てなかったら特別清算になるという分岐点があるということは間違いありません。このことは確認させていただきたいと思っております。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 私も部長も、同じ答弁書を持って答弁しております。ですから、議員もおっしゃったように何段階も完了するまでには手続がございますので、清算という経理状況が提示できる予定であるのが1月、数字が固まってくるのが1月であろうと。それに基づいてそういう最終的な財務諸表が出来上がって、株主総会をして承認を受けるのは年度末辺りになるということをもって登記をしますので、完了時期は4月または5月。同じ答弁書の中身でございますので、そして、そのいつかの時点で特別清算または普通清算になる分岐点があるということは議員の御指摘のとおりでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 健康ふれあい基金のことについてお伺いしますが、私はその基金を取り崩すということは法的なことに抵触することはないのかということをご心配することからこういう聞き方をするんですが、三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例というのがあります。これは先ほど言いましたように、君田村時代においてはリニューアル、健全な施設管理を行う上での将来的なものに充てるということを目的としてから基金を積んだということでございます。その条例そのものを読み上げると、三次市君田町健康ふれあい施設が個性と魅力にあふれた施設として地域社会の形成に貢献するための施設機能の維持向上と適切な管理運営の財源に充てるため、三次市健康ふれあい施設管理運営基金を設置するという設置目的が書かれております。負債ということについては、この条文からは到底読み取れないですよ。今、負

債に充てるということを言われたですよね。この条文からは読み取れない、そういうところから法的なことは大丈夫かということに危惧して質問するわけなんですけども、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例では、施設機能の維持向上と適正な管理運営の財源に充てるため、基金を設置することとされております。基金条例の目的以外に使用することはできないことは承知しております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ちょっと私、よく分からんというか、市の考え方がよく分からんのですけども、基金を取り崩すことが通常清算になるか特別清算になるかの分岐点になるというふうに副市長が答弁されたんですよね。ですから、その基金を取り崩すということは基金の使途目的にちゃんと合致しとるんですかということ聞いておるんですよ。それが法的な根拠は大丈夫なんですかということなんですけども、今の読み上げた条文からは、負債関係にということとは全然これ、読み取れんですよ。最終的に第8条に、この基金の管理に関する必要事項は別に市長が定めるというのがあるんです。ですから、ここで出せるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 先ほどの答弁で、私が基金の活用を検討はしておりますけども、それは清算が済んだ段階、例えば1月末の段階で、数字が上がった段階でどの程度の債権、債務があったかというような状況を見た上での検討をしながら活用することもある。検討していきたいということを申し上げたものでありまして、この条例のままですということは、今、部長も申したように条例の目的にはないということで、それはできないということはよく承知しておりますので、それは前提としてもちろん考えておりますので、それはあると思います。

ただ、一言だけ申し上げさせていただければ、8月19日の、議員もおっしゃられましたけど、臨時株主総会の中で504株中490株の方がこの解散に賛成されたという結果がございますよね。97.2%の株の方が賛成された。それは、三次市が240株持つとるからそれは当然だろうということになります。それを引いたとしても、株でいえば264株中250株の方が、94.7%の一般株主の方がこの議案に賛成されたわけです。この議案には、この清算に伴うときに基金の活用をして借入金の返済、あるいは出資金のほうへ充てることを要望したいと書いてある。それを皆さんが議決されたということですよ。この議案というのは2週間前に全株主に送られて、皆

さんはそれを見て議決されたものではないかなと。そういう手続を経て、そういう株主の意見がそういうことで決まったということ、私はその現場で見させていただきました。そういうことを含めて、私どもは、その活用はその結果を見て検討すべきじゃないかなと。村民の方が当時、26年前か27年前に出資金で出されたのか、気持ちの上では寄附だったのかよく分かりませんが、村のため、村の事業のために出資されたお金が今回は半分程度は紙切れになるということでもいいかどうかということは、少し私どもは行政の立場として、旧君田村から債権債務を受け取った新三次市の立場として、それでいいかどうか。それは検討に値するのではないかという意味で、最終的に債権債務が確定した段階で、大事な君田のトエンティワンからの寄附金を原資にしたこの基金をどう扱うかを検討すべきではないかという立場でありますので、必ず使うとか、使いませんかとかということをごここで申し上げることはできませんけども、そういう経過を受けた中で検討しておることだけは御承知いただければと思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 臨時株主総会での状況を今言われて、そのことに基づいて市は考えるんだというふうに言われましたけども、あのときの株主総会での状況というのは、1回目の議決のときは解散か倒産かどちらかというような意見が出たんです。よう分からんのです、株主の皆さんは素人で。どうしようか、どうしようかと言って、一遍目は否決的な、手が挙がらんかって分からんと。2回目でちょっと相談させてくれというようなところで、迷われて、しっかり市のほうから出してくれというような要望での議決ではなかったというふうに私は捉えています。ですから、それを根拠にしてから市が出さなきゃいけないとは言えないと、私ははっきり言います。ですから、市が出すというのはあくまでも議会の議決がどうかということだろうと思いますけども、それも基金の設置目的にかなった、使途目的にかなったものであるかというのが一番問題になるということをご指摘しておきたいというふうに思います。ですから、流れるには年度内に大方の見通しを立てて、最終的には6月というようなところで清算業務が行われるということをご理解させていただきます。

それでは2番目の、清算は終わって、次に君田温泉の運営の再開です。このことについてお伺いいたします。11月20日午後1時から議会において全員協議会で、君田健康ふれあい施設等の使用貸借に係る公募型プロポーザル案について説明がありました。同日午後7時から君田町において、地元説明会として同案について説明が行われました。そして、10日後の12月1日には君田温泉施設の無償貸与に係る公募型プロポーザル募集要領として、全国、全世界に公募の告知が行われたという状況だろうと思います。名称が違うのがどうかというのはあるんですけど、こういう形で今進んでいるということです。再開に向けての一步が踏み出されたということです。再開に向けての手順として、これ、9月の定例会での質問での答弁では、専門家、外部・内部での検討会等の組織で検討していくことを考えておるということをございました。この最終的な要領ですけども、どういう専門家、どういう外部の人材でこれを組織されて検討さ

れたのかというところをお伺いしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 公募型プロポーザル方式を採用するに至るまでの経過でございますけど、まず庁内の体制といたしましては、両副市长、総務部長、経営企画部長、君田支所長、産業振興部長で関係部署による君田温泉対策検討会議を開催して、協議を重ねてまいりました。外部の専門家ということで、温泉に関する総合的なプランニングを行う専門業者、こちらの方のアドバイスを頂いております。実際に現地を確認していただき、施設や設備の状態、そういったところも踏まえて、今後の運営事業者募集に向けた留意事項等の御意見やアドバイスも頂きながら協議を重ねてきたのが経緯でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから、専門家、外部人材というのは、組織的にはその組織の内部には入れてなかったと。庁内検討会議へのアドバイスとして御意見、アドバイスを頂いたということですね。

これが12月1日に、先ほど言いましたように公募ということで告知されたということなんですけども、11月20日の夜の君田町での説明会で、御質問等ありませんかということで司会者のほうから投げかけられて、住民の人からは一言もないんです。ない中で、住民でない方だろうと思われる方から質問がありました。ですから、参入を考えられとる業者の方だろうかというふうに思ったんですけども、そういう方も含めて、12月1日からこの要領が示されてから、市役所のほうに問合せ等というのはどうなんでしょうか。どういうことが問合せとしてあるかということをお伺いしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、公募する前になりますけど、君田トエンティワン解散を決議した臨時株主総会から今回12月1日まで、公募するまでの間に9件の問合せを頂いております。公募開始以後につきましては直接的な問合せというのは受け付けないということで、質問がある場合とか、そういう場合はメール等で質問書を出していただくということなので、今時点で質問とかというものは頂いていない状況でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 議会と地元説明会のときですか、10年間の施設維持管理概算経費4億

5,400万円というのが示されたと思うんですよ。ですけども、告知された要領の中にはそういう資料はなかったというふうに思うんですけども、これはどういうことからそれは行われなかったのか。ですから、これを出すことによって、10年間これだけの経費がかかることは覚悟してくださいねということが示されて親切でもあるようですし、不安な気持ちにもなられる部分があるのかなというふうに思うんですけども、これはどういう経過から示されなかったんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 公募要項とともに参考資料ということで添付していると思いますが、こうしたマイナス要因、そういったところをやっぱり広く出すという、これは専門家のアドバイスも頂きまして、マイナス要因も最初から出しておくのがよいということで、これまでの修繕経過でありますとか見込み、そういったところも併せて参考資料としてつけているというふうに思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 分かりました。その参考資料を私はホームページのほうで確認しなかったもので。

その上で、私は3点について聞かせていただきたいんですけども、10年間の事業継続を行うという10年間、それから、今ありましたように10年間の管理概算経費が4億5,400万、年間で4,500万円かかりますよということ。それから、10年間で施設改修補助金を1億円を上限として出しますよと。この10年間というのを考えてたら、三次市の指定管理施設を温泉以外のところで3つ、農産物の直売所のおはよう市、それから森の食彩館、はらみちを美術館。この3つについては、指定管理として一緒に管理してもらおうということがありました。三次市の指定管理期間は6年というふうになっておると思うんですけども、これは特別ということはどういうことからなんですか。これは当然、議会の議決になってくると思うんですけども、この時点でもう既に10年というのを出されるというのは、指定管理の部分は6年だけでも温泉のほうは10年だというふうに期間は分けるということで理解させてもらってよろしいんですか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 募集要項のところにも注意書きで若干記載をしておりますけど、温泉のところの運営事業者決定後は、今併せて募集をしております指定管理施設、これにつきましては別途その指定管理の申請の手続を改めてしていただくということで、それはそれでまた議決を得ていくという手順になります。

(10番 宍戸 稔君「年数は」と呼ぶ)

また、年数につきましてもまた指定管理施設の手続に応じて、その年数というのは今6年ですけど、その年数についてはまた別途、その手続、審査の中で決定をしていくという考え方でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) そのときに考えるということなんですが、基本は10年というふうに理解させてもらっていいと思うんですけども。それから、10年という期間は、今のトエンティワンの運営の状況が悪化したという中において、社会情勢という言葉をよく使われました。外部要因によってこういう状況になったんだというふうに説明されたんですけども、10年の中において、社会情勢というのは非常に変わる可能性が大きいというふうに思うんですよ。その中で、10年というのは決めたということなんでしょうけども、内部で外部の専門家のアドバイスを見て、10年という期間がいかかなものかなと。せめて指定管理の6年に合わせるとか。さっき言いました維持管理費、これが10年間で4億5,400万円です。その額がかかるということも、繰り返しになりますけども、君田町での地元説明会の業者と思われる方から、なかなか厳しいのうという声が漏れてたというのを聞かせていただいております。ですから、この10年というのはもう少し考える必要があるのかなというふうに思います。

しかも、この10年の中で、リニューアルとか改修をするのに1億円。その1億円という根拠もよく分からん。維持改修費が4億5,000万かかるというのは、今までの実績で出された数字ということで説明があったんですけども、1億円の根拠は。せめて6年で1億とか5年で1億とかというようなことだったら、参入される業者の方も参入意欲も湧かれるんじゃないかなと思うんですけど、10年というのはなかなか不安です。1億円しか出してもらえないのかと。今までは、三次市なり君田村の時代は、行政がそういうリニューアル関係は予算を使ってやっていたんですよ。それが補助金として1億円しか出ないということに対しては、私もずっとこの経過を見させていただく中ではいかかなものかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 貸与期間は10年と設定をしておりますけど、新たな事業者が決定した場合、一定程度の改修というのは必要になってこようかというふうに思っております。やはりその投資部分を改修していくというのは一定期間必要だろうというところで、10年。他市の事例を見ても、大体が10年という期間を設定している。そういったところで、一定の期間は必要であろうというふうに考えたところでございます。

また、1億円の改修の補助ということでございますけど、これまで年間でいきますと、大体

通しでいいますと、これまでに君田温泉のほうの修繕が年間約1,600万円程度かかっております。大体その半額程度というような考え方から、1億円程度の補助金を出していこうということでの設定をしたところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 10年というのが、内部だけでなしに外部の専門家のアドバイスで10年というふうにしたということなんですけども、切りがいい数字というふうに見れんこともないんですよ。ですから、一番最初に聞いたのは、問合せの中でそういうのがなかったのかなというふうに思ったんですよ。私的には、今までの君田温泉トエンティワンの運営の中で、社会情勢は本当に大きく変化したと思うんですよ。そういうのをやっぱり加味してから、せめて5年、5年しかしないんじゃないしに、5年を一区切りとしてから次の5年。いろんな国の施策がありますけども、農業関係でいえば中山間の直接支払いとか、人・農地プランとか、そういうのは5年なんですよ。施設管理に、やっぱり営業利益の中からこれだけのものを生み出していくというのはなかなか厳しいことだろうと思うんです。今言いますように、26年たった施設なんですよ。リニューアルしてきとる。やってきとるんだけど、まだまだ傷んでいく可能性のほうが大なんですよ。この不安要素というのは、参入業者にはあると思います。それを10年でというのは、なかなか精神的に厳しいものがあるように私は思うんですよ。もう少し参入をしやすい期間、あるいは補助金というのを、私は普通考えるべきじゃないかなと。専門家の意見でこうなったというのであれば、その専門家の方のいろんな知見でされたんだと思いますけども、素人的にはそういう意見があるというのは承知しておいてもらいたいし、その方向で、問合せがあったとき、また、現地説明会があったときに聞かれて、対応を考えていただきたいというふうに思います。

要領の中に、国の事業等を行う場合は支援するというふうにあったんですけど、国の補助事業というのはどういうことが考えられるんですか。ああいう施設に関して民間が行う、運営会社が行う事業に対して、どういう国の補助事業が考えられるんですか。具体的に示していただきたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) ちょっと事業名は今、手元にございませんですけど、これは観光庁の補助事業で、コロナ禍で影響を受けている宿泊施設であるとか観光地、そこをリニューアルしてお客さんを呼び込んでいくということで、施設改修等々に対しての支援事業がございまして。これについては、やはりその地域全体での計画づくりであるとか、そういったところも必要になってまいりますので、そういったところで市のほうも計画づくりといったところを協力していこうという考え方でございまして。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 要領につきましては以上とさせていただきますけども、この再開のめどです。要領に示されておるのは、2月末において仮契約が行われる状況に持っていきたいと。3月の定例会において議会の議決を経るといって見取れるんですけども、そうした場合、選定された業者の方が運営を開始されるというのは、それは選定された業者次第だということに考えるのか、そうじゃなしに大体さっきありました6月末とか、8月とか10月とかということでもくろみの中で市は考えられておるのか。先ほどの検討会議ではどういうふうに見ておられたんですか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) スケジュール的には、今、議員が言われましたように公募型プロポーザルのスケジュールで2月下旬に仮契約、そして3月の議会の議決を得て本契約に移行するというので、その本契約締結後においては、その運営事業者につきましては、やはり人員の確保であるとかスタッフの教育、そういったところもありますし、再開に向けての修繕というも行われるということを考えております。ですから、本契約後に速やかに施設等の改修期間でありますとか運営の再開の時期、これについては運営事業者と協議をして報告を頂くように考えておりますので、現時点でその再開時期がいつかということは明言できない状況でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 冒頭申し上げましたけども、今、運営が行われなくなって2か月がたった。3月末までということになると、さらに伸びる。それから選定業者が修繕とかリニューアルを行う。職員研修等を行うということになったら、さらに遅れるということが大体見込めるんですよ。そうしたときに、こういう業界では再開が遅れば遅れるほど、君田温泉という知名度、認知度がなくなっていくよと。ですから、早くしたほうがいいよということを聞かせていただいております。そういうことも選定された業者には早く、現地説明会等も含めてしてもらいたいと思うんですよ。やっぱり君田温泉に行きよって、続けていきたいよという人もかなりいらっしゃると思う。それがなくなった、じゃあ、どこに行こうと。高宮に行こうか、庄原に行こうかということで行かれていると思うんですよ。やっぱりなじみになるんです、そちらのほうが。そうしたときに、今の君田温泉に戻ってこられるというのはなかなか厳しい状況があると思うので、その点は考えておいていただきたいと思います。

最後に、事務所の所在というのはこの要領の中にはないんですけども、どのように考えられ

ておるんですか。選定業者の事務所。三次市に税金が落ちるかどうかというところです。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 事務所の設置場所については指定をしておりませんが、願わくば三次市に所在地を設けていただきたいなという思いはございますが、そこを明記して、要件というところまではしていません。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) もう一つ言い忘れましたけども、やはり君田になじみのある、三次になじみのあるグループなり業者の方がというのは地元の願いであります。これだけはよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことを申し上げて、次の2番目の質問に入らせていただきますけども、市職員の定年退職後の地域貢献ということで聞かせていただきます。現在、第3次三次市定員管理計画、これは令和元年から令和5年、今年まで作られたものでございますけども、現在の定年というのは60歳ということですけども、これが改正されて定年年齢が2年ごとに1歳ずつ上がっていくということで、65歳になるのが令和13年ということで、こういうような状況を次の第4次定員管理計画に盛り込まれるんだというふうに思ひますけども、やっぱり定年が延びれば延びるほど新規採用とか中途採用というのは影響が出てくると思うんですけども、そこら辺の考え方についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田総務部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 職員がこれまで培ってきました行政経験、職務能力を発揮しまして、複雑高度化する行政課題への適正な対応、後任の育成を図っていくためにも、再任用制度でありますとか定年延長により、職員を活用していく必要があると考えております。一方で、新規の職員の採用につきましては、再任用期間が満了する職員、また再任用を希望しない職員でありますとか、定年前に自己都合により退職する職員は毎年一定数存在しますので、定年が引き上がる間につきましても、新卒等の若い世代でありますとかUターン者について、適正に定員管理していく中で、これまでと同様に必要な人数の採用はしていく考えでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 令和2年から再任用制度を導入してということで、三次市は取り組まれております。その段階で、資料では13名というようなところがあったと思うんですけども、現

在、令和5年の10月1日現在では再任用職員が29人というふうに資料を頂きました。これは職員だけなんですけども、それだけ退職後に残られとると。頂いた資料の中で、60歳以上の職員数ということで、これは市のOB、定年退職者に限らんというふうに受け止めさせていただいたんですけど、大体150人以上いらっしゃるんです。令和5年の4月1日が168人。こういう方が今いらっしゃるということになれば、なかなか地元に戻っての地域貢献というのができにくいんじゃないかなという状況で、地元の声とすれば、地域農業集団、あるいは団体にそういう人に早く帰っていただいて、活躍してもらいたいという声があるんです。この声というのは伝わっているのか。声があるとすれば、どういうふうに考えられるのかということをお伺いしたいと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 職員がこれまで培ってきた行政経験でありますとか、それぞれの経験を定年退職後に地域活動の中で必要とされ、また生かすことができるのであれば、そのことは地域貢献につながり、市としては大変喜ばしいことだと思います。また、地域で活躍してほしいという声があるということも認識しております。退職後の人生設計につきましては各職員の希望や考えがございますけれども、引き続き職員として働くこと以外に地域貢献活動に取り組むこと、また、様々な分野で活躍してもらいたいというふうに市としても考えております。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 人口減少の中で、いかに労働力を確保したり、あるいは地域活動の人材を確保するというのは本当に重要なことです。持続可能なまちを進めていくためには、市民と行政が互いの立場というのを認識して、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担う。そして、地域課題を解決していくということが必要であります。こうした中で、退職した職員に限らず、現役の職員が副業、あるいは兼業として積極的に地域貢献活動へ参加することについては、地域や社会にとってプラスになるとともに、そこで得た経験であるとか知識を職務遂行や行政サービスの向上などに生かすことにもつながります。さらには、市民との共創によるまちづくりが一層活発になることも期待できます。現在、その仕組みや基準を整理しておりますので、今後はそういった仕組みを活用しながら、できる限り様々な経験や人材をいろんなところで活用して、そして三次の元気づくりにつなげていきたいということで、今、制度設計をしているところであります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今、市長が言われる部分、現職の職員の意識づけというのをぜひ地域貢

献という面で行っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時34分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 皆さん、お疲れさまです。清友会の保実 治でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回は大きく3問を質問いたしますが、今回も私のモットーであります市民の暮らしが一番を基本に質問をさせていただきます。

また、昨夜8時半頃でしたか、電話が1本入りました。その内容は、その家のおじいさんだったんですが、子供が学校でいじめに遭って、不登校になった。家族全員で今苦しんどるんだという電話がありまして、私もそれを聞きながら30分間、9時まで話を電話でしました。何で私に電話されたんですかと聞きましたら、ちょうど音声告知で聞いていたら、あなたの一般質問で不登校といじめ対策について質問すると聞いたので、今電話をさせていただきましたというおじいさんの話でありました。そんな昨日の夕べの電話の内容も踏まえながら質問をさせていただきます。

まず初めに、大きく1番目の不登校といじめ対策についてお伺いをいたします。この問題は6月議会でも質問をしておりますが、9月に2022年度の全国不登校・いじめ件数が発表されております。年間30日以上登校しない小学生は10万5,112人、前年対比で29%の増。中学生は19万3,963人、前年対比で18.7%の増。21年度から合計で5万4,108人増えている、10年連続の増加であると発表されております。年間の欠席日数が90日以上の児童生徒は16万5,669人で、不登校全体の半数を超え、55.4%を占めております。不登校の小学生のうち、38.2%の11万4,217人は学校内外で専門家の相談や支援を受けていないとなっております。

ここで、中項目1の不登校対策についての質問に入りますが、今年6月議会の答弁では教育長のほうから、令和4年度の不登校の子供は106人で、取組については強化する必要があるとの答弁でした。そして、今定例議会の初日、4日の徳岡議員の質問で、現在、小・中学生の不登校は66人との答弁があったと思いますが、これは6月に私が聞いたときより人数が減少しているということなのではないでしょうか。そして、COCOLOプランの3点で、1つ目の学びの場の確保で、教育支援ルーム、適応指導教室、県の事業でありますスペシャルサポートルームの現状は現在どうなっているのか、お伺いをいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、お尋ねでございます不登校児童生徒数のことでございますけれども、昨年度の人数は、3月末までの段階で年間30日以上欠席というふうになった児童生徒の数を106名というふうに合計で報告をしているところでございます。今回議会の中で御質問に対してお答えをした66名というのは、9月末現在のところで30日以上欠席をしている、そういう児童生徒数が66名ということでございますので、今後、例えばまた欠席の数が順次増えていっている児童生徒もおりますので、一応30日以上ということになった段階で、その数が積み上がっていくというような形で報告ということにさせていただくようになるかというふうに思っていますので、9月末現在までで30日以上欠席をしている児童生徒数ということが66名ということでございます。

続いて、COCOLOプランに関わる中身でございますけれども、これは6月の定例会でも御質問にお答えをさせていただいたところでございますけれども、3つの柱というのがCOCOLOプランにはございますが、この中で特に教育支援ルームのことについて、取組を強化するというところで今年度進めております。例えば、室内環境を整備して、それぞれ個別の空間というふうなものをおある程度確保できるというふうな形にするでありますとか、あるいはまた学校からの授業のタブレット配信をその場で受けるという形ができるような形を取っております。さらに、学習の時間割、あるいは学習の中身、そういったものも、年齢構成も様々ですが、自分が今週どういった計画で進めて学びたいのかというふうなところを自分で選択して、決定をして学ぶというふうな形で取り組む。あるいは、小学生から中学生まで一緒に学んでいる場ですから、異年齢での活動というふうなものも意図的につくりながら、その中でのコミュニケーションや学びを深めていくような形というふうなのは工夫をしているところでございます。

そして、教育支援ルームについては、現在11名というのが在籍の児童生徒数でございます。それから、スペシャルサポートルームについても、市内に中学校2校に設置をいたしております。これについては現在、2校で15名が在籍をして学んでおります。この教育支援ルームについては、特に県の事業として加配の教員も配置をいただいておりますので、そこで担当の教員がずっとその子供たちとつながりながら、中心的にはその教員ですけれども、いろんな教員も関わりながら、学びとかあるいは居場所というふうなところの、継続的にその場できちんと安心・安全に過ごせるという形での学びというふうなものを継続して取り組んでいるところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 不登校の人数に関しては、私が6月に質問したときの106人は、前の年

の1年間の人数であってということですね。そして、徳岡議員のほうへ答弁されたのは9月末で、何か月間しかない数字であってということは、今後1年間通してみても、来年の3月末時点では増えている可能性もあると。減る可能性もあるというようなことですね。増えることが多いんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 先ほどの66名が減るということはございません。結果として、30日以上というふうなことがもう実績としてある児童生徒については、それ以上のカウントになるというふうなことにしかありませんし、あったとしても。それから、30日以下の児童生徒についても積み上がっていった段階で数が増えてまいりますので、この66名より減るということはございません。

(18番保実 治君「106人より減ることはありませんか」と呼ぶ)

106名より減るという取組は、今そのためにしているところでございますが、これについてはまだ分からない状況でございます。

○議長(山村恵美子君) 保実議員。挙手して質問をお願いします。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) これは令和元年10月25日付の通知として各教育委員会のほうへ文部科学省から出とる通達ですが、この中に、不登校生徒への支援は学校に登校するという目的のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に、社会的に自立することを目的とする必要があると。そして、不登校の時期が休養どきの積極的な意味を持つときもあると。そして、ここなんです、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていく検討をしているのか。なじめない要因の解消に努める必要があると。これは文部科学省からの通達があったと思いますが、その辺に関してはどういうふうな対応をされておるのかお伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 先ほどの10月の文部科学省からの通知の中には、おっしゃっていただいたように学校へ登校することだけが目的ではない。一方で、学校というのは学ぶ、あるいはまた共同的な活動を行う、発達にとっては大切な場であるということから、学校の教育の充実は当然必要であるというような形での通知というふうな受け止めております。そういう意味で、具体的にはやはり一人一人の行きにくい、あるいはまた集団の中にくいといった子供たちのためにも校内に、例えば中学校に今現在、スペシャルサポートルームを本市でも2校設置を

堅持しておりますけれども、それ以外の学校においても多くの学校が、特に中学校は全校で、学校の中に一定の別の部屋で、例えば過ごせるであるとか、あるいは学べる、あるいはしっかりその思いも出せるというような形の空間というのを設置しております。当然に担当の教員というのがずっとつけるわけではありませんけれども、しかし、学校体制の中で工夫しながら、一人一人のそういった思いを受け止めながら、学びというふうなことに少しでもつながるといふ居場所づくりというふうなものを進めているところでございますし、小学校においても今年度、10校でそういった場の設置を体制として工夫をしながらやっています。全てにそこに学んでいる子がいるかという、状況によりますので、そういう場が一定程度必要なことが過ぎれば学級へ帰るといふ子供もおりますし、また来るといふ子供もいるかもしれませんので、そういう設定ができるというふうな場を今、環境として整えているといったようなところで対応しております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 学校の中の空き教室を使つてのということだと思いますが、その空き教室へ子供たちが行けるように整備をしないと云いながら、子供によっていろいろと状況がまた違うと思うんですよ。そこに行つても大勢の子供がおる、何人かおる。その中で騒ぐ子供もあれば、勉強したいという子供もおる。だから、あこは騒がしいから行きたくないという子供もおるんです。それを実際に聞いております。ですから、その辺のことも考えて今後進めてもらいたいと思いますが、COCOLOプランの2つ目の、心の小さな変化を見逃さないについては、タブレットを使つて、子供からいつでも悩み事を書き込める取組については広がっているのかどうか。

そして、3つ目の学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするに関しては、6月の答弁では、問題行動等について、不登校も含めて速やかな共有と毅然とした対応をしていく、即時共有、即時対応を行つていくことを全体で共有しながら進めておりますという答弁でした。見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするというのはどのように通じていくのか、分かりやすく御説明をもう一回していただきたい。そして、文部科学省が今年3月に取りまとめた誰一人取り残さないという学び、居場所づくりの取組の現状はどのような状況で進んでいるのか、お伺いをいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、おっしゃっていただきました2つ目の柱、小さな変化を見逃さないということについては、6月の議会の中でもタブレットでの把握というふうなことの工夫というのを申し上げました。当時1校でございましたけれども、この取組というのは非常に有効であるということで、校長会でもこの取組を具体的に共有し、そして、できるところでそうい

った工夫をどの学校でもやるようにということで指導を行っております。具体的に今、何校がそういったことで対応しているかというふうなことについて、今資料としては持ち合わせておりませんが、そういった対応というふうなことができるところではやっています。基本的にタブレットというのを持ち帰っているということもございますので、子供が随時そういった思いを書き込んで対応ができるというふうなことには、また引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えます。

それから3つ目の、学校の風土の見える化ということですが、即時対応というのは当然のことですが、例えば、学校では計画的なアンケートを行います。学期に1回程度以上はそれぞれの子供に、あるいは保護者にも、学校生活に関わること、心配なこと、そういったことのアンケート調査を行いますし、また個人面談も随時そういったところから行ったり、あるいはまた、アンケートでない場合には個人面談を直接行うという場合もございます。例えば、緊急的に必要な場合、先日の中学校での痛ましい死亡事故の後の対応というのは、やはりカウンセラーを設置している以上に緊急的に措置をして対応して、ケアをし、全員面談を行うといったようなことも行うということもございます。そういう中で、とにかく気づくこと、そしてサインを見逃さないということ。さらには、それを必ず共有し、できるだけ速やかに教職員、あるいは関係機関とつないでいくといったような取組を保護者と連携をしながらやっていくということを行っております。そういう中で、先ほど申し上げましたように、様々な居場所というのが学校に、難しければ例えば教育支援ルームのような、もとの生涯学習センターのところに設置をしておりますけれども、そういったところとつなぐとか、あるいはまた、相談機関もできるだけ紹介をしながら、具体的に同じ子供に関わって、同じ方向性を持って学校、保護者、関係機関が取組をしていくというふうなところにつないでいく。そういったことをきちんと共有して、全体が分かるような形で進めていくということを徹底して、今進めているところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ここでもう一点お伺いをいたしますが、いろんな問題を抱えて子供が不登校になるわけですが、それは先生と子供との関係もあり、子供同士の関係もあって学校に行きたくない。家庭の問題があって、いろいろなことがあって行きたくないということがあると思うんですが、子供がどうしてもこの学校には行きたくないということで転校したという事例がありますか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 事情によって、やはりいろんな様々な状況というのがございますので、一概にそのことだけをもって、例えばいじめによって、あるいはその学校へ行きたくないから

ほかというふうなことでいえば、その主要因というのは分かりませんが、実際にやはり学校を替わって、自分で生活の場というふうなものをまた変えていきたいというような希望があるのは、実際にございます。実績としてあるということでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 最後に言われましたけど、実績として、転校する子供があったということと理解をさせていただきます。

次に、不登校特例校についての質問でございます。6月にやっぱりこれを質問して、これは市長が答弁だったんですかね。来年度以降、具体的な取組というところに着手していく予定とこのことでしたが、文部科学省は不登校急増を受けて、2023年度の補正予算に約29億だったと思うんですが計上しており、このことは11月17日付で文部科学省から、不登校の児童生徒への支援の充実について通知として来ておると思いますが、これは居場所づくりの計画を拡充して前倒しをするものですが、本市においても、来年度以降ではなく早急に取り組むべき案件だと思うわけですが、市長のお考えをお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 政府においてまとめられた不登校・いじめ緊急対策パッケージ、これが10月にまとめられ、そして11月に国の補正予算のほうにもそういったところが反映をされ、本市には11月22日に通知をされたところでございます。現在、この中身については、不登校児童生徒などの学びの継続に資する事業、早期発見・早期支援に係る事業の補助を予定しているという中身でございますが、内容について、どの程度これについて対応できるかということについて確認をしているところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今、確認をしておるところだということですが、もともとこれは国のほうも来年度予算のほうへ組む予定だったのを、今も言いましたように全国的に急増しとるから急がなくてはいけないということで、この23年度の補正予算に組んでおるわけです。その意味があるんですから、本当に急いでもらって対応していただきたい。将来ある子供たちのことです。冒頭言いましたように、家族の人も苦しんでおられる。そんな思いをどうにか受け止めて、前へ進めていただきたいと私は思っております。

そして、次にいじめ対策についてでございますが、昨年の全国で認知されたいじめ件数は、小学校が55万1,944件、中学校が11万1,404件で、合わせて66万3,348件と過去最高であったと発表がありました。そして、自殺した児童生徒は小学生が19人、中学生が123人と過去2番目

に多いと。このいじめ問題も、不登校・いじめ対策として今年度前倒しで補正予算化されておりますが、前回答弁されたのは、教育委員会の責任として、早く把握をして速やかに解決を図るという体制を今進めているところですよという答弁でございました。どのように今現在進めておられるのか、お伺いをいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) いじめ対策に関わっても、やはり早期に対応していくということが何より肝要というふうに考えておりますし、その取組を行っております。子供や保護者からの相談といったようなことについては、教育委員会内に設置をしておりますこども応援センターを中心に、相談員を配置して、毎日相談窓口を開設しております。さらに、週2回、スクールカウンセラーもその中に勤務をしておりますので、カウンセリングを行うという体制であります。教育支援ルームにも、先ほど言いました不登校等も含めた形で相談事については対応することにしてありますが、これは先ほど言いましたこども応援センターと一体的なものとして運用しておりますので、そういう中での取組ということでございます。それから、本市においては、全庁横断型で子ども家庭総合支援体制ということで、ホームページにも掲載をしておりますけれども、あらゆる多様な相談というふうなのはいつでも受けるということと、それから必要な部分として、関係機関、あるいはまた関係部署と速やかに連携を取るという体制を取っておりますので、そういう中で何がしかの相談事があれば、そこでとどまるということではなく、またきちんとその対応を速やかに行うといった体制を取っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) この不登校・いじめ対策としての今年度前倒しで補正予算を組まれた中を読んでみますと、国からの対策としては、スクールカウンセラーが学校で相談に応じる時間を増やすと。そして、タブレット端末に、日常的に心身の健康管理を行うためのアプリを導入するというふうな文言も出ておりました。ぜひとも、もとに置かず前へ進めていただかなくてはいけないと思いますので、よろしくお伺いをしたい。

そして、先ほど言いました令和元年10月25日付の通知で、これは学校教育の意義及び在り方についてという中で、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合には直ちに警察に相談、通報することとありますが、本市ではこの警察に相談、通報といった事例があるのかどうかお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 実際にそういった事例はございます。速やかに関係機関とつなぐという

こと、毅然とした対応は必要に応じて行うということは徹底をして取り組んでおります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 警察が介入した事例があるということですが、そういうこともあってはいけないということで、6月の一般質問の中で、市長部局のほうへ直接子供が悩みを話せる相談窓口をつくれればいいのではないかと、これは大阪のある市の自治体の事例も添えて質問したわけですが、その辺のことは検討はされていなかったのか、したのか。その辺をまずお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) この体制ということにつきましては、協議、確認ということは行いました。やはりこの第一のいわゆる就学年齢のところに関わって言えば、どうしてもその学校だったり、あるいはそれに近い関係機関、関係者というふうなところが一番の受け取りの窓口というふうなことは多い。あるいはまた、そういう意味でも教育委員会のほうで、基本的には先ほど申し上げましたこども応援センターが中心になって対応する。そして、全庁横断的な子ども家庭総合支援体制という中にしっかりと組織的な取組を行っていくといったことが、やはりその充実を図ることのほうが現実的でございますし、間違いなく対応できる体制ということになるかということで確認は行ったところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 確認をしたというような話ですが、最初に私、言いましたよね。転校生はいないかと。いじめがあって、不登校になって転校しているんですよ。その子供も苦しんで、転校しとるんです。そして今、警察が介入した案件はあるかと聞いたら、あると答弁されました。こういうことがあるから私は6月に、そういうふうになる前の段階として、子供たちが直接、相談窓口があればそこへ手紙を出したりできるように、相談窓口を市長部局にするべきじゃないかと質問しました。このことは文部科学省もこども家庭庁も、今このやり方に関してすごく注目をしているんですよ。御存じですか、それを。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) おっしゃっていただきましたことは、十分認識をしております。ちょっとこの場で確認をするんですけども、先ほど転校というか、学校を違う学校にということは実際にあるということがございました。しかし、それが直接的にいじめとか、そういったことが

その要因で、全てがそこへつながったということではないということは確認をしておきたいと思います。様々な、それは要因というふうなことがございます。そういったところと、あわせて警察との、関係機関との連携ということで申し上げます、例えば生徒指導上の様々な諸問題ということでいえば、どうしても問題行動というふうなことや、あるいはまた、ある意味、校外での生徒の関わり方というふうなところの部分というふうなことも含めての警察連携ということがございますので、それが全部一致してそのものにつながっている、あるいははじめがとか、あるいはまた、それで警察にというふうなことで、全てがその一本の線につながっているということではないということは、ここで確認はさせていただきたいと思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) もうこれ以上、私も言いません。誰がどこで誰をとというふうな特定なことになってはいけませんので申しませんが、教育長、教育委員会の中でももう一回精査してみてください。

次に移ります。大きく2番目の、三次市の特定健診への提言についてであります。中項目、三次市の心不全対策についての認識はについてお伺いをいたします。三次市の心不全対策についての認識はということで、令和2年、2020年であります、日本における死因の第1位は悪性新生物、がんであります、これは27.6%。第2位が15%で心疾患が続き、その41%が心不全です。患者数は、全国で約120万人と推定されております。モニター1をお願いします。この今モニターに出ておりますのは、心不全の定義であります。心不全とは、心臓が悪いために息切れやむくみが起こり、だんだん悪くなり、生命を縮める病気です。本市でのこの心不全に対してどのような認識でおられるか、お伺いをいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 心不全の認識ということでございますが、御紹介していただきましたところにもありますけれども、心臓に何らかの事情があり、心臓のポンプ機能が低下して、全身の臓器が必要とする血液を十分に送り出せなくなった状態を言い、心筋梗塞であるとか弁膜症、心筋症などの病気につながり、症状が進行しますと日常生活に大きな影響を及ぼすものであると認識をしております。それからまた、心不全の予防としまして、生活習慣病の予防が心不全対策につながるものであり、バランスの取れた食事や適度な運動、禁煙などの生活習慣の見直しが重要であるということも認識をしております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) そうですね。じゃあ、モニター2をお願いします。このモニターに出

ておりますのは、心不全を起こすいろいろな病気です。今、部長のほうからもありましたが、心筋梗塞と狭心症、不整脈等、今6事例をここへ挙げております。心不全は、一度発症すると入院を繰り返し、徐々に増悪し、最後には生命に関わる怖い病気であります。時には突然死すら起こり得るものです。心不全による入院患者の約8%は入院中に亡くなります。また、心不全の半分は5年以内に亡くなるという報告もされております。5年生存率は50%ということですが、モニター3をお願いします。

これはちょっと見えにくいかわかりませんが、三次市死因別死亡割合の比率を示したものであります。このモニターは三次市と広島県を比較したもので、どちらとも死因第1位は悪性新生物で、これは三次市は23%、広島県の平均は26.2%で県平均のほうが三次市を上回っておりますが、第2位の心疾患は、三次市は20.7%。広島県の平均16.8%を3.9%上回っております。生活習慣の欧米化や、高齢化による高血圧や弁膜症の増加などにより、心不全患者は急増しております。また、罹患率は高齢者になるほど高くなり、人生100年時代である我が国において心不全患者のさらなる増加が予想されますが、本市での対策を考えておられるのかどうか、まずはお伺いをいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) この死亡割合が広島県平均を上回っているというところにつきましては大変重く受け止めておりまして、これに対する対策が必要であるというふうに考えております。この病気ごとの全体の割合でございます。心不全がこの三次市では結構高い、県平均より高いというところで、対策が必要というふうに考えております。また、心不全の早期発見のための定期的な健康診断や医療機関での定期受診を受けること、また心不全の症状に気づいた場合、速やかに医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であると思います。そして、地域のかかりつけ医と専門医療機関が連携を行うことなど、心不全患者のサポート体制も欠かすことができないものと思います。委員おっしゃられましたように、本市においても高齢化等の要因によりまして、心不全に罹患する方の増加傾向、これはこれからも続くものと考えられます。三次地区医師会と連携を取りながら、健診の普及、ウォーキングなど健康運動の推進、適切な塩分の摂取を啓発する健塩と、野菜摂取の普及などにより、心不全の発症と重症化予防のための取組を推進していく必要があるというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 部長のほうもこの対策は必要があると。そのためにも定期健診をとという答弁でございましたが、三次市のほうからこういうはがきが来ます。年に一度、国が定めた年に一度の健康診断です。必ず受けてくださいとこれに書いてあります。三次市の特定健診の案内が来ます。これには血液検査、血圧測定、尿検査、身体測定、診察、問診とあり、この検査

で分かるのは糖尿病、動脈硬化、脂肪、高血圧、肝硬変、腎不全などとなっておりますが、これには、今、部長も定期健診が必要だと言われたんですが、心不全の検査項目はありません。ぜひこの検査、BNP検査といいます、これを検査項目に入れるということはできませんか。いかがでしょうか。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先ほどの特定健診でありますけれども、生活習慣病などの早期発見によりまして市民の健康寿命を延ばす、医療費の削減にもつながるところです。また、特定健診を受診することで自身の健康状態を把握し、早期に治療を受けることができるため、市民一人一人の健康増進にも寄与しているといったような状況です。BNPにつきましては、心不全の早期発見や増悪傾向、治療効果の確認に役立つ重要な指標として医学的評価がなされておまして、三次地区医師会の先生方からも推奨する御助言を頂いています。本市としても有効な心不全対策になるものというふうに考えておまして、基本健診に含めた形で実施できるよう、検査方法、検査費用、検査結果の活用を含め、三次地区医師会とも連携をしながら検討を進めてまいります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 市長、ありがとうございます。あるお医者さんが言われました。21世紀は、この心不全ががんと同じぐらいの率になってきますよと。ですから、今言われましたように、医療費の削減のためにも早いうちの検査が必要だということでありました。

また、今先ほど言いましたこの特定健診のはがきが来る分です。三次市の特定健診の令和2年から令和4年の受診について調べてみましたが、令和2年の対象者が7,625人に対して受診者が2,695人の35.3%。そして、令和3年が7,446人の対象者で、2,546人の受診者で34.2%の受診率。そして、令和4年、これは昨年ですが、対象者が7,036人に対して受診者が2,732人、受診率が38.8%。いずれの年も受診率が30%台で、私は低いと思うわけですが、この受診率をどのように分析されているのか。また、受診率アップの検討をされているのかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) この特定健診の受診率でございますが、議員おっしゃいますとおり、やはり低いと認識をしております。この受診率を上げるための努力をして、3年度よりも4年度と少しずつ上げていこうということで、例えば次期健康づくり推進計画等においても、今、策定中でございますが、この受診率を目標60%まで上げようという目標を立てて、対策を

進めていこうという認識であります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) この受診率は、部長も低いというふうに思っておられる。この受診率アップのためにも、心不全検査であるBNP検査をぜひともこの項目に挙げていただきたい。どうしてもそれがかなわないということになれば、予算の関係とかどうこうあると思うので、できないとなればオプションでもいいです。よその自治体でもオプションでやっているところもございますので、よくよく考えていただきたいと思います。今のもしできなかった場合にはオプションでもいかがかということに対しての答弁が何かあればお願いをしたいと思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 先ほど市長からも答弁させていただきましたが、このBNPを健診の中へ組み入れていこうということで、ただいま検討を行っております。オプションについてでございますけれども、本市の総合集団健診において、既にこのオプション項目として今、受診することができるようになっております。これをもっと広報して、周知啓発に努めてまいりたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 今後の地域社会においては、健康寿命をいかに延伸するかといったような大きな課題がありますけれども、そのためにはまず自分自身の健康の状態を知るところが一番重要だというふうに思います。そのためには、三次市でも今準備しておりますけれども、PHR、パーソナル・ヘルス・レコードというシステムを導入しておりますけれども、そのシステムによって、自分自身の健康状態が今どうか。そして、検査をしたことによって、数値が具体的にどうなのか。そして、数値を基にした今後の治療はどうかというところをやっぱり広げていくということが重要であろうというふうに思います。先ほどの心不全にしてもそうでありますけれども、やはり自分自身の健康をまず把握する。このコロナの中で、やっぱり健康志向というのは高まっておりますので、この健康志向の高まりとともに、どうやったら自分自身を健康で生き生きと元気に暮らしていけるような状況にするのか。それは、行政からも先ほどの特定健診も含めた様々な発信をする中で、市民の健康に期する様々な事業を展開していきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番（保実 治君） まず、市民に心不全とはどんなものか、こんなに危険なものなんだというところもある程度周知をしてもらわないと検査は進んでいかないとはいえますけど、先ほど申し上げました他市におけるオプションの検査。他市では、部長、こういうふうなチラシを市民に配布しています。オプションでできますよという。こういうふうなことも考えられてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花部長。

〔福祉保健部長 立花周治君 登壇〕

○福祉保健部長（立花周治君） 心不全の病気の症状であるとか、生活に及ぼす影響であるとか、そういったところにつきましては、丁寧に市民への周知啓発をしていきたいと思っております。御紹介いただきましたような資料も使いながら、他市町の事例も参考にしながら調査研究を続けて進めていきたいというふうに考えます。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 調査研究も大事ですが、実現するように前向きにお願いをしたいと思います。

次に、大きく3番目の汚水処理場の改善状況についてをお伺いいたします。中項目、広域化と共同化についてであります。これは、今年3月定例会において農業集落排水について質問をしておりますが、その後の検討状況や今後の対応方針についてお伺いをしたいと思います。本市には施設が13施設あり、9施設は供用開始から20年以上経過しているものがある。そして、その中でも最も古い施設は敷名地区農業集落排水処理施設で、31年が経過をしております。広島県は下水道事業広域化・共同化計画を令和3年3月に策定しておりますが、本市では市内で完結する施設の統合等を検討しているとの3月定例会での答弁でありましたが、その後の検討状況をまずはお伺いしたいと思います。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤建設部長。

〔建設部長 加藤伸司君 登壇〕

○建設部長（加藤伸司君） まず、検討状況ということでございますが、農業集落排水施設13施設の統廃合等の検討につきましては、今年度、施設の処理能力、今後の人口推移、また処理区の再編とか費用対効果などについて、統廃合を検討可能な施設の取りまとめを行っております。その中で、統廃合に向けた課題等の整理も併せて行っているところでございます。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） まだ検討というようなことですが、先ほど言いました一番年月がたって

いる、31年が経過している敷名の施設です。これ、この間通ってみましたら、看板が上がって
おりました。令和6年3月15日までと、強化対策工事が行われておる。検討しておる間にも、
こうして次々と古い施設が整備をしなくてはいけないのが出てきておるはずなんです。まだま
だ出てきますよ、これ、今から。ですから、もうちょっと検討というて、私が3月に質問して
から何か月たっていますか。まだ最終的な結論は出ないんですか。来年度からこういうふう
にするというような検討にはなっていないんですか。もう一度答弁をお願いします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 施設の統廃合というのは、なかなか単年でできるというふうにはちょ
っと考えておりませんが、いずれにしても、現在稼働しています機器の更新というのは、
当然、施設がある以上やっつけていかないといけないというふうを考えております。しかしながら、
効率化を求めらる中でこういった統廃合というのは早急に検討しながら、実施に向けて、する必
要というのは当然考えないといけないというふうには考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) よくいろんな場面で出てくるのが財源のこと、効率化の問題、費用対効
果とよく言われます。そうした中で、まだ検討がこれだけ前へ進んでいない。特に、三和町の
7施設については当然していくべきとの3月の答弁でした。今後の対応はまだ決まらないんで
すか。あの7施設を2か所ぐらいにまとめるというような案も出しましたが、いかがでしょ
うか。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 今後の対応としましては、今年度、内部的にいろいろと検討をする中
で、統廃合等が可能であるか。地域的な面とか施設間の距離とか、そういったところを総合的
に判断して、可能か可能でないかというところをまず整理させていただいています。来年度に
向けて、農業集落排水施設が13施設ありますけども、その中で全てができるということにはな
らないかと思っておりますけども、可能な施設においては具体的な統廃合の基本計画を来年度策定す
るよう考えておりますので、その中で、今後実施に向けて取り組んでいきたいというふう
に考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 早く進めていただきたいと思います。

そして、これも3月に聞いております。公共下水道との統合については、他の市町でも統合しているところもあり、国においても推奨しておりますとの答弁がありました。この農業集落排水と公共との統合、接続、こういうものは今どういうふうにご考えておられますか。これは、この間3月に言いましたように、神杉の農業集落排水と公共の下水道の接続のことを1つの例として話をしておると思います。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) まず、統廃合を進めるに当たりましては、施設で維持管理をしていただいて維持管理者の合意形成が当然ながら必要となろうかと思えます。そこらも含めまして、広域化に向けた取組について状況を報告しながら協議、対応もしているところでございます。先ほど議員からありました神杉、これは農業集落排水施設でございますけども、この神杉の施設につきましても、先ほど言いました来年度の農業集落排水処理施設の統廃合基本計画の中で、可能性としてあるのは三次水質管理センターになろうかと思えますけども、そこらも含めて具体的な計画を検討していくということになろうかと考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 何回も言うようなんですが、3月に質問して、今まで時間がたっている。まだ検討段階、来年も検討していくと。実現に向けて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、中項目2の使用料体系の見直しをということでお伺いをいたしますが、公共下水道が従量制で、それ以外の農業集落排水を含めた3事業は人数制で算定をしております。人数制の場合は、人数変更の都度、届出が必要であり、4月1日現在の住民基本台帳での調査も必要になっていきます。また、使用水量によらないため、実態とかけ離れた使用料になる場合があると3月の質問のときも認めておられましたが、また、令和4年3月30日、三次市下水道使用料等検討委員会からの審議検討結果は、下水道使用料の格差を解消するため、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水については可能な限り従量制に移行することが妥当との報告もあっておりますが、これは3月にも言っていますよね。来年度、従量制に移行するのが私は最も妥当だと思いますが、本市の検討結果はどのようになったのか、まずはお伺いをいたします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 使用料体系の具体的な改定案の検討を行う中で、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の人数制から従量制への使用料算定方法の移行につきましても大きな課題として捉えております。また、検討も進めておりますけども、先ほど議員言われましたように、移行に当たりましては、現状の使用料収入の水準を維持する使用料体系の設定が困難であるこ

とや、重量制に移行しましても、現在の3分の1程度の使用者は上水道未使用世帯ということもございます。さらには毎年的人数確認の作業がどうしても残るとということ等の課題もありますので、その辺の課題の整理も含めて検討をしているところでございます。

今後につきましては、使用料体系の見直しについていろいろと具体案をほぼまとめている段階ではございますが、先ほど言いましたように、農業集落排水とか特定環境保全公共下水道は公共下水道の使用料体系と比較しまして、三次市の場合は高い水準にございます。そのため、現段階におきまして、人数制から従量制に移行した場合、使用料収入が全体的に下がってくるという可能性が大であります。当然ながら、下がる人、増えてくる人というのも出てくるわけなんですけども、そこら辺の公共下水道との格差がちょっとあまりにも大きいということで、課題として考えさせていただいておりますので、今の段階では公共下水道の使用料改定ということで今、検討をしているところでございます。現在の下水道事業の経営状況を踏まえますと、使用料改定における最優先課題としましては、経費回収率の改善、このことにより基準外繰入金 の縮減にもつながるといふふうに考えております。従量制移行に伴う課題解決のために必要となる調整事項などから総合的に判断しまして、まずは現状で使用料水準の低い公共下水道の使用料改定を先行して、農業集落排水、特定環境保全公共下水道との格差是正を図りながら確実な使用料収入の増加につなげるとともに、できるだけ早期に経営改善を図っていきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) この問題は避けて通るわけにはいきませんので、ぜひとも早い時期に実施に持っていくように、検討もいいですが、お願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時10分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時 1分——

——再開 午後 2時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 皆さん、御苦労さまです。会派公明党の黒木靖治でございます。発言通告に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問は大項目4項目を質問しま

すので、よろしくお願ひいたします。

まず、最初の項目の畜産農家支援についてお伺ひします。中項目（１）和牛農家支援についてと、また次の中項目（２）の酪農家の支援について、同じように関連していますので、よろしくお願ひいたします。

まず、最初の小項目、子牛価格下落対策についてお伺ひいたします。和牛農家を取り巻く環境は、飼料価格高騰や夏の酷暑による消費の減退に加え、物価高による消費者の和牛肉買い控えなどによる子牛価格の下落など、大変厳しい経営状態になっておられます。例えば、令和４年９月の三次競り市場価格では雄が平均約68万円していたのが、今年の９月の三次子牛競り市場では47万円と約20万円の下落となっております。これは雄ですが、雌は雄に比べて約10万円価格が安い状況でございます。特に和牛子牛は、子牛競りで価格が決まるために、飼料代などのコストを転嫁するのは厳しい状況となっております。

このような状況を受けて、政府は黒毛和種での肉用子牛生産者補給金制度を21年ぶりに発動しました。対象は7月から9月に販売、自家保留された子牛。同期間に販売された子牛が対象となる和子牛生産者臨時経営支援事業の補填金と合わせて、ブロック平均価格に合わせて1頭当たり4万円から8万円が交付される予定となっております。広島県においても、県独自の支援事業、12月補正で国の財源を活用した和牛繁殖経営改善緊急支援事業が議論されております。臨時経営支援事業や緊急支援事業は、出荷した子牛価格が下落して発動基準価格というのがございまして、60万円と、保証基準価格55万6,000円を下回ったときの支援事業でございます。これは出荷された子牛に対しての支援事業となっておりますが、出荷の時期がまだ来てない子牛や繁殖のために飼養している親牛には、毎日餌代などの経費がかかっております。子牛の価格が高ければ、収入が多くなり利益が出ますが、子牛の価格が下落し、基準価格を下回っていることに加えて、飼料価格高騰が追い打ちをかけて、経営が大変厳しくなっているのが和牛農家の現状でございます。このような状況に対して、出荷前の子牛や親牛の飼養頭数に対して、市として1頭当たりの補助金を決めて支援できないかお伺ひいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 飼料費の高騰対策につきましては、昨日の質問にもありましたけれども、今厳しい状況であるというのは、酪農家についても和牛農家についても同様であるというふうに認識しております。現在、国の配合飼料価格安定制度や県の配合飼料価格高騰緊急対策事業が実施されていますけれども、現在のウクライナ情勢などを含む地政学的リスクに伴います穀物価格の高騰、円安などに起因する飼料価格の高止まり、さらにはエネルギー価格の高騰が続いている状況の中、国の配合飼料価格安定制度の特例措置が12月末をもって終了することから、畜産経営の安定化を図るため、国の交付金を活用した支援策を講じる必要があるというふうに判断してございまして、この後、本定例会に予算を提案する考えです。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） 大変厳しい和牛農家、酪農家の経営について、支援をぜひともお願いしたいと思います。2002年に国内で発生した牛海綿状脳症、BSE、皆さん御存じだったかもわかりませんが、BSEの影響で子牛価格が暴落して、それ以来の大変厳しい状況です。そのときはこのように飼料代が高騰しておりませんでしたので、厳しかったんですがそこほどではないという状況になっており、今回のほうがより2002年のBSEの発生のときより厳しいと農家の方も言うておられます。和牛農家が希望を持って再生産できるような支援をお願いします。

続いて小項目、先ほど関連していると言いましたが、今、市長も答弁していただきましたが、酪農家支援についてですが、この支援については、昨日、先輩議員が質問されておるので詳しくは質問しませんが、和牛農家同様に、酪農家の経営も飼料高騰などで大変厳しい状態が続いております。このような中で、国や広島県は、配合飼料価格高騰緊急対策事業や酪農経営改善緊急支援事業などを行っております。三次市においても、こういう酪農家に対して支援ができないかと、お願いしますと言いたいです。先ほど市長のほうが答えていただきましたので、次に例えば今の状況を言わせてもらおうと、輸入牧草や大豆かす、魚粉といった配合飼料原料の価格が高止まりをされていて、それに円安に加え、アメリカ産牧草の作柄不良や気象変動によるイワシの不漁、中国の旺盛な飼料需要などの影響が重なって、価格が下がる見込みも全くなく、畜産経営に打撃を懸念されております。この状況が続くと、畜産農家、酪農家もですが、廃業または倒産ということも考えられます。ぜひともこの状況を理解していただきまして、三次市としても今後の状況を注視していただき、場合によっては市独自の支援を検討していただきたいと申し上げまして、次の3のその他の支援についてお伺いします。

まず第1に、牛乳・牛肉消費拡大の対策についてでございますが、牛乳消費拡大については、昨日、先輩議員からの質問がありました。広島県は12月補正予算で学校給食用牛乳価格調整緊急対策事業が予算化され、学校給食用の製乳を行う酪農家に1キロ約10円で、1本200ミリ当たり2円です。これは令和6年から3月の期間で、数量約1,200万本に対して支援が予定されております。牛乳の消費においても、市民へのPRや市の会議での使用ができないか、お伺いたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣産業振興部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 本市の牛乳の消費拡大の取組といたしましては、6月1日の牛乳の日、また6月の牛乳月間において、市広報紙やケーブルテレビ等を活用してPRを行っているところでございます。また、会議等での広島県産牛乳の使用については検討をしていきたいというふうに思います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも会議等で、これは県酪の役員の方から、ぜひとも牛乳の消費について協力をしてほしいと。これは牛乳の嫌いな人とかアレルギーがある人は別でございますが、皆さん、この議場におられる方も、1本でも多く飲んでいただければと思います。

では、次の牛肉消費拡大についても、和牛需要拡大緊急対策支援事業を活用した支援ができないか伺います。この事業については、食肉業者などが和牛関連イベントなどの機会を活用した消費拡大、理解醸成に対する支援、これは学校等で現地を、例えば枝肉の市場等を見学する等がこの対象になっておりますので、これについて活用して、市として考えられないか伺います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 牛肉の消費拡大の取組といたしましては、三次和牛改良組合や市内肥育農家、JA、県の関係機関と連携して、昨年4月から市内の小売店で、三次生まれ三次育ちのブランド牛でありますみよし和牛の販売を行っております。店頭でありますとかイベントでのPRといったものを行っております。国の補助事業等、畜産事業者等の活用ということで、その補助事業が該当するかどうかというような確認をしていく必要があるかと思っておりますけど、こうした店頭やイベントでのPR、こういったところを引き続き関係機関と連携して、みよし和牛の消費の拡大、また認知度アップにつなげていきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも大変厳しい農家の現状を理解していただいて、できる限り事業を活用して支援をしていただきたいと思います。また、肥育農家についても、和牛農家と酪農家と同じように飼料高騰、また燃料・光熱費の高騰により、また物価高により、牛肉消費減少による枝肉の価格の下げなど厳しい状況があります。例えば、肥育農家は子牛競り市場で出た子牛、約300キロ前後でございますが、これを購入されて、約28か月、2年4か月ぐらい飼って、800キロから1トンぐらいにして出荷されます。その間はずっと餌代等がかかって、経営を圧迫しております。先ほどの支援事業を市長におっしゃっていただきましたが、ぜひともそういうのを活用して、肥育農家についても支援をしていただきたいと思います。

また、肉のことでございますが、やる餌によって肉質が全部変わってきます。牛乳も一緒です。いい乾牧草とか飼料をやることによって、より質のいい牛乳が出ます。これは、牛乳を全部、質を検査されておりますので、すぐ明らかになります。そういう点でも、安いのを買えばいいじゃないかという意見がございますが、そういう状況もあって、やっぱりいい餌を食うと、いい肉、いい牛乳が出るわけでございますので、その点は理解していただきまして、消費に協

力していただきたいと思います。また年末手当も出るようでございますので、皆さん、この時期で少し高い肉を市内で買っていただきまして、和牛農家を助けていただきたいと思います。

最後に、農林水産省が一般社団法人Jミルクとともに、牛乳でスマイルプロジェクトを立ち上げて、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組んでいます。この牛乳スマイルプロジェクトとして、市として登録の考えはないかお伺いします。これは、県酪の役員の方から、ぜひ三次はまだ登録されてないので登録をお願いしてほしいという強い要望がありましたので、これについてお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 牛乳でスマイルプロジェクトにつきましては、牛乳の消費拡大は本市の畜産振興を図る上でも重要であり、参画するよう考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも登録をしていただきたいとお願いします。

では、畜産はなぜ必要か。良質な肉を供給するだけでなく、皮革などの副産物に加え、ふん尿は資源となり、耕畜農業を支えています。稲作から生まれるわらは、牛の体をつくる粗飼料や敷料となって循環します。畜産は耕畜連携の要となり、持続可能な農業・農村を守ることにつながります。繁殖、肥育、酪農家を含めて牛飼いを続けていけるよう、生産者、県、市、JAと連携し、中長期的な政策を考えていただきたいと申し上げまして、大項目2の質問に移らせていただきます。

それでは、大項目2の地域生活支援事業についてお伺いいたします。国の定めた地域生活支援事業実施要綱では、地域支援事業の目的は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害のあるなしにかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心をして暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとあります。

三次市における地域生活支援事業の中に、必須事業として地域活動支援センター事業があります。地域活動支援センター事業について、地域活動支援センターは、創作的活動、生活活動の機会の提供の場、他の機関との連携による利用者への相談支援など、障害者の地域生活、日中の活動の拠点として、多様な形態の地域活動支援センターを設置することにより、地域生活支援の促進を図るとあります。現在、三次市内に4つの事業所があります。三次市内の地域活動支援センターは平成18年度から市の事業になっていて、これは委託料でございますが、1か月当たり5日以上を通所者を対象に、三次市から委託料1人当たり4万1,000円、重度障害加

算6,500円、送迎片道540円が支払われていますが、平成18年に地域活動支援センターができてから今年までの約17年間、委託料の改定はなされておられません。一方、この間、障害福祉サービスに位置づけられている福祉事業所は3年ごとに国による報酬改定が行われ、処遇改善加算により、福祉・介護人材の賃金等の改善が図られてきました。そして今、国において、令和6年から実施される報酬改定について議論がされているところです。

市内の地域活動センターにおいては、高齢者の利用の方が多く、死亡されたり、コロナウイルス感染症による利用控え。利用者増につなげるには職員増が必要だが、雇用するには経営上困難。利用者の減少により、市からの委託料が毎年約100万ずつ減っている。三次どんちゃんやカーブ応援用の紙太鼓や野草茶の売上げは全額、利用者へ工賃として支払われています。また、紙太鼓においては市内の小学校に制作指導に行かれています。また、他の支援センターでは、精神障害を中心に、社会的入院の解消と家以外の居場所づくりを目的に、約30年前に家族会が中心となって設立されています。コロナウイルス感染症、物価高の影響などで経営が厳しくなっていて、職員の給料は最低賃金も払えないため雇用ができず、職員の休暇取得時には家族会に応援してもらっている。高齢となってきて、対応が厳しい状況になりつつあると言われている。また、電話による相談はよくありますが、この電話による収入はないということでございます。電話相談の間は作業ができず、仕事が滞るといふ悪循環になっている。国の事業である就労継続支援A型事業所やB型事業所への事業移行も検討してみたものの、指定基準のハードルが高く、困難な状況です。それでは利用者の方がA型事業所やB型事業所へ移ればよいという意見もあると思いますが、長年利用されていて慣れた事業所に通いたいのは、利用者や家族の方の心情だと思います。ましてや、障害の方や高齢者の方はなおさらだと考えます。平成18年当時の広島県の最低賃金は654円、ガソリン1リットル当たり135円です。今年の10月1日から広島県の最低賃金は970円、ガソリン1リットル当たりの価格は約175円となっております。最低賃金においては、今825円ぐらいを支払われているようでございます。

以上、申し上げたとおり、地域活動支援センターの事業の方の家族や皆さんの切実な思いです。委託料改定について、市の考えをお伺いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 障害をお持ちの方の中には、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もおられることから、日中の居場所や生きがいをづくり、日常生活での困り事を相談できる機会の提供を行うために、市内4か所の事業所へ地域活動支援センター事業を委託し、地域社会との交流の促進を行っていただいているところでございます。委託の内容は三次市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に定め、その中で委託料や送迎加算などの金額も定めております。昨今の新型コロナウイルスの影響による活動制限の影響や、物価等の高騰により運営状況が厳しいということは事業所からも伺っており、私どもも認識しているところでございます。今後、他の障害福祉サービスの加算等を参考に、地域活動支援セ

ンターの委託料単価につきましても見直しを検討し、必要に応じて要綱の改定を行ってまいります。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 今、部長から改定を考えるとおっしゃっていただきましたが、大変本当に厳しい状況です。例えば廿日市市が参考になろうと思っておりますので、廿日市市の委託料を参考にさせていただきまして、検討していただきたいと思っております。今の国が行っている福祉事業所の報酬改定に合わせて、地域活動支援センターの委託料改定をしていただきたいと思っております。3年ごとに国も見直される。それに合わせて、国のおりにはいかないかもわかりませんが、今の地域支援活動センターの経営状態、そういう事業者の思いを酌んでいただいて、ぜひとも改定をしていただきたいと申し上げまして、次の大項目3の骨粗しょう症対策についてお伺いいたします。

中項目(1)骨粗しょう症検診事業について、加齢などにより骨密度が減少する骨粗鬆症となると、骨折がしやすくなります。要介護状態になり、リスクも高くなります。しかし、予防や早期発見に有効な骨粗鬆症の受診率は全国的に低い状況です。政府は、5月に発表した国民の健康づくりに関する新しい計画に受診率の向上の目標を新たに盛り込むなど、検診促進へ本腰を入れて取り組むとしております。骨粗鬆症の患者は、軽い転倒やくしゃみなどでも骨折しやすくなる。特に女性の方は、閉経後の女性ホルモンの減少の影響は大きく、患者数が多いという状況になっております。国内患者数のうち、男性約300万人と比べて女性は約980万人と3倍以上と推計されております。同検診の実施は、健康増進法に基づき2008年に市区町村の努力義務に位置づけられていて、一般的には40歳から5歳ごとに、70歳までの女性を対象に無料または低額で受けられるということになっております。これは自治体によって様々です。

検査方法は、タブに配付してあります資料1を御覧になっていただければと思います。DEXA法、これは腰や足の付け根、または腕の骨に2種類のエックス線を当てて骨密度を測定。MD法は手のひらをエックス線撮影し、人さし指の骨とアルミニウムの濃度を比較して骨密度を測定。最後のQUS法は超音波法といって、超音波を用いてかかとの骨量を測定し、将来の骨折リスクを予測。エックス線被曝の心配はないということで、これが主な検査方法となっております。ただ、必ず行わなければならないという事業ではないため、実施率は全体の60%。骨粗鬆症自体に自覚症状はなく、検診への理解が進んでいないため、検診の実施自治体においても受診は低調となっているのが現状でございます。公益財団法人骨粗鬆症財団の調査によると、2021年度の受診率は、全国で僅か平均5.3%。こうした課題を踏まえて、政府は2024年度から2035年までの次期国民健康づくり計画、健康日本21を発表して、その中で女性に関する項目を新設し、骨粗鬆症の検診受診率を現状より10ポイント引き上げ、15%まで向上させる目標を明記しております。

三次市においては、各地で行われている健康教室などで骨密度の測定が行われているようで

ございますが、高齢化が一段と進んでいる中で、今後さらに患者数の増加が見込まれます。骨粗鬆症財団の調査で、検診受診率の低い地域ほど大腿骨折が多く、要介護になる割合も多いと報告されております。骨粗鬆症の検診によって患者や予備軍を早期発見して、適正な治療などを行っていけば、骨折を防止でき、将来、要介護状態になるリスクを減らせると考えます。骨粗鬆症の対策について、検診の受診率向上に向けた取組を含め、市は骨粗鬆症事業の考えはないのかお伺いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 骨粗鬆症を市が実施する検診の検査項目に加えることにつきましては、三次地区医師会からも推奨する御助言を頂いております。検査方法、それから検査費用、検査結果の活用を含め、現在検討をしているところでございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも検診に向けた取組を市民に周知していただき、1人でも多くの方が受診をしていただいて、健康寿命を延ばし、人生100年時代を目標に長生きをしていただきたいと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の大項目4、障がい者・高齢者の投票についてお伺いいたします。全ての市民は、選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があってもそれを行使できず、投票に参加できない人たちがいます。その方たちは、重度知的障害や重度身体障害を持った方々です。障害者の投票率については令和4年6月議会で一般質問をいたしておりますが、そのときデータはないと言われましたので、今も多分、障害者の方の投票率のデータはないかと思えます。

投票するまでのハードルは、健常者に比べればはるかに高いことは確かです。投票所の係の方にうまく説明ができずに、投票に行くことを諦めている人もおられるようです。そのハードルを低くするのに役立つのが投票支援カードで、実際使用している自治体があります。導入している市町村は、広島県においては廿日市市、他に札幌市、狛江市、安来市、四日市市、新居浜市などがあります。モニターを出していただきたいと思えます。資料2でございます。これが投票所における支援カードで、これに記入して、1から3項目あります。A4のサイズで3つの質問が書かれておまして、1番目として会話ができる、メモができる、指さしができる。これに、該当へ丸をしてもらうと。2番目に投票所内の道案内が必要かと、それに対してのはい、いいえです。3番目として、自分で投票用紙に書くことができるかという質問に、それぞれ、はいいいえで答えるという、自治体によっては若干様式が違っているようにお見受けしますが、ほぼ同じ内容で、各自治体の選挙管理委員会のホームページでプリントアウトできるようなことになっております。ですから、プリントアウトして、投票所にそれを持って行って、係の人に出すということになっております。

この質問については、令和4年6月議会で一般質問をしております。そのときの答弁では、市として取り組める投票環境の改善に向けては、市内の障害者団体との意見交換を行うなど、今後検討してまいりたいと考えておりますと答えていただきました。その後、どのように意見交換されて検討され、2022年7月参議院選挙、2023年の広島県議会議員選挙、同じく三次市長選挙と3回の選挙がありました。県議会はこちらの三次地域においては無投票ということで、市長選挙においても無投票ということでしたが、期日前投票があったと思いますので、検討され、支援カードの使用を、障害者の方や高齢者の方にとって投票しやすいよう改善されて実施されたのか。障害者の方や高齢者の方にとって投票しやすい環境を整備することにおいて、選挙支援カードの導入についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口選挙管理委員会事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 濱口 勉君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(濱口 勉君) まず、三次市身体障害者協議会の方と意見交換を令和4年11月に行いました。その中では、職員から積極的な声かけがあると助かるなどの御意見を頂いております。

現在、三次市では投票支援カードを作成しておりませんが、このたび御提案いただきました投票支援カードにつきましては、先ほど御紹介いただきました札幌市のほかにも静岡県長泉町や福島県福島市などで先行事例があり、これを参考に作成しまして、次回の選挙から各投票所に設置したいと思っております。あわせて、市のホームページのほうにも掲載をしまして、自宅でプリントアウトをされた後に書いていただいて、投票所に持ち込んでいただくということも考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 来年4月、市議会議員選挙改選でございます。それから実施していただけるということで、障害者の方も喜んでいただけるんじゃないかと思っております。以前、障害のある子供さんと一緒に投票に行かれた親御さんが、受付係の方の対応が丁寧でなく、嫌な思いをされたようです。障害者の方や高齢者の方など、誰もが投票しやすい環境をつくるのが大切だと思いますので、ぜひとも選挙支援カードの導入はよろしく願いいたします。

それでは最後に、12月3日日曜日でしたが、国際障害者デーでした。また、12月4日、今週の月曜から10日まで人権週間です。全ての人に参加できる社会実現へ、どんな差別も許さない社会をつくらせていただきたいと、私たちも一緒ですが、申しまして一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時55分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~



——休憩 午後 2時46分——

——再開 午後 2時55分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 日本共産党の伊藤芳則です。許可を頂きましたので、12月定例会最後の質問を行わせていただきます。皆さん、お疲れだと思いますが、もうしばらく時間を下さい。

皆さん、異常気象とコロナ禍、またロシアのウクライナ侵略、さらにはハマスの無差別攻撃に対してイスラエルの大規模攻撃が始まりました。1万5,000人を超える市民が亡くなる大変な事態が起こっております。また、ロシアとイスラエルは核保有国です。核兵器使用の威嚇を行っています。核兵器禁止条約の第2回締約国会議が開催されました。69ある締約国のうち59か国とオブザーバー35か国が参加し、核兵器使用の破滅的な人道的結果への深刻な懸念を再確認しています。核抑止力論の克服が、改めて重要議題となりました。残念ながら、日本政府は核保有国が条約に参加していないことを理由に、今回もオブザーバー参加を見送りました。日本政府の不参加が失望と批判を広げております。核兵器禁止条約の未参加国に署名や批准を呼びかけていかなければなりません。

ロシアのウクライナ侵略とイスラエルのガザ攻撃と、世界が大変不安定な下で、穀物や肥料、原油価格が高騰しています。世界的には食糧危機になりかねない状況となっています。本議会の初日にパレスチナ・ガザ地区に憂慮し、即時停戦と人道支援を求める意見書を全会一致で可決しました。これは政府に対して、日本の役割について大きな意見書になると思います。引き続き、声を上げていかなければならないと思います。

日本国内では、異常な円安と物価高騰で国民の皆さんは苦しんでおられます。とりわけ、農家の皆さんは飼料高騰、米価下落で、僅かな給付金はありますが、大変苦しめられておられます。もうやめるといふ農家の方も出てきておられます。このままでは食料自給率の向上などできそうもありません。ちなみに、日本の食料自給率は38%です。生産額ベースでも63%しかありません。ところが、日本の食料自給率の向上を国の柱に据えなければならぬのに、新農業基本法には食料自給率の向上の目標などありません。このことを申しまして、質問、本題に入りたいと思います。

持続可能な農業にしていくことについてということで、まず質問をしたいと思います。日本の食料自給率は、さっきも言いましたが38%です。60年前には78%でした。輸入依存と飼料、化学肥料、農薬、石油依存に頼り、有機的農業は奪われてきました。肥料の99%、飼料穀物は87%の輸入依存に頼っているのが現状です。牛肉やオレンジの自由化に始まり、ミニマムアクセス米の輸入を受け入れ、TPP、FTAなどと輸入自由化へと進んできました。日本の農家

は、続けることができなくなっているのではないのでしょうか。これで日本の食料を守ることができるのでしょうか。輸入すれば済む問題ではありません。ちなみに、広島県の食料自給率を見ましたら、2022年でカロリーベースで22%しかありません。生産額ベースでも38%です。それでも、広島県の作付面積を見ますと2万1,600ヘクタール。これは2022年ですが、中国地方5県のうちで、岡山県に続いて2番目の広さとなっています。大変中山間地の多い中で、農家の皆さんが農地を維持してこられたからではないのでしょうか。もちろん、法人や大型農家に集約してきたこともあるでしょう。三次市を見ると、2010年は5,129戸、農家の皆さんがありました。2015年では4,291戸になります。2020年では3,238戸と2,000戸近くが10年間で減ったことになります。ただ、面積については集約化が進んだのか、300ヘクタール増加しているというデータがございました。そういう中で、個人経営体の方を見ますと、2,000戸ぐらいが10ヘクタール未満の農家ではないのでしょうか。

ここで、農業経営が後退した原因はどこにあるのかということをもっとお聞きしたいわけですが、米価の問題でいえば、60キロが、今年は一等米で1万2,440円であったと思います。米の生産にかかる費用というのは、1万5,000円から1万6,000円と言われていています。最近では、1ヘクタール以下の多くの農家の方が稲刈りや乾燥調製を委託しておられます。農機具を購入することができないからです。これでは収入はありません。何とか田んぼを維持しているのが現状ではないのでしょうか。この農家の減少をどのようにまず捉えるのか、お聞きいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業従事者の減少ということでございますけど、やはりこの農業を取り巻く環境というのが、先ほど議員も言われますように、農業資材の高騰でありますとか、また担い手が不足している。従事者が高齢化して、後継ぎがないというようなところ、そして、まず主食であります米価、これが下がってきているという、その背景には、やはり人口減というところで米の消費が少なくなってきたところもあるかと思えます。そういった農業従事者の高齢化、担い手不足、そして資材の高騰といったようないろいろな要因がございますが、そういった状況で、だんだんと農業従事者も減ってきている。最終的には、農業所得というのが少なくなってきたということで、後継者育成にもつながっていない。そういう悪循環に至っているわけではございますが、一方で、先ほども議員が言われましたように農地の集約化ということで、集落法人で一定程度の農地を維持して、経営もしていただいているということで、法人でいいますと、三次市の農地の約20%を農業法人でありますとか担い手、そこらがカバーしているという状況でございます。いずれにしても、厳しい状況ではありますけど、その中でも農業を維持していく。そういったところをしっかりと市としても取組を進めていきたいというふうに思います。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 非常に分かりにくい答弁だったな。農業従事者が減つとるとというのは、減って集約されておるわけですから、集約を今してきても、結局集約も十分できてないところに来ているんじゃないでしょうか。米づくりの農家の皆さんによって、これ、米づくりというのは2000年以上前から続いてきておるわけです。連作障害もなく、農家の皆さんがこれは家族農業でずっと続けてきたわけですよ。法人や大型農家も支援して、補助金で続けてはいただけますが、第2次三次市総合計画の検証をちょっと見させてもろうたら、認定農業者法人は横ばいで推移しているとの評価となっています。集約できない地域、山間部ではなかなか進みません。それを守っているのが、今2ヘクタールや1ヘクタール以下の2,000戸の農家の皆さんじゃないかと思います。そこへの支援というのが今必要ではないでしょうか。そうすれば、家族農業で代々つながっていくこともできるんじゃないでしょうか。今の国の政策でいえば、そういう政策にはなっておりません。そういう農家を守るといことも含めて、農地を守って頑張っておられる人への農機具の購入への支援とか、そういうものを考えることはできないでしょうか。もう一度お聞きします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 第2期の三次市農業振興プランにおきましては、小規模農家でありますとか兼業農家、そういった方も地域農業の担い手ということで、多様な担い手ということで位置づけております。小規模農家が使えるメニューとしては、直売所でありますとか学校給食、そういったところへの野菜等の生産出荷、これに対して1アールから取り組むことができるハウスの助成であったり、かん水施設、機械の導入、そういったところへも支援をしております。また、市の振興作物、アスパラガスやホウレンソウ、白ネギ、また果樹、花卉、こういったところの生産振興に対しても支援を行っているところでございます。そうした小規模農家でも活用できるメニューというのも設けておりますので、そこらについては意欲を持って取り組んでいただければというふうに思っております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 幾つかあるのは私も知っていますけども、例えば米の農家の皆さんは、兼業で、米を何とかして1ヘクタール未満で管理しておられる方というのは結構いらっしゃると思います。ところが、その先がなかなかいらない、若い方がいらないということも含めてあると思いますので、そのところへもう少し力を入れていただきたい。

1つは、エネルギー高騰対策の支援金に、農家もこれは含まれておりますが、収入が120万円以上となっております。1ヘクタール以下では120万円に届きません。10アールで8俵できても、80俵しかできません。1万2,450円ですが、100万円に届かないんです。これでは申請で

きないんじゃないかと。そういう小規模農家への支援もぜひとも考えていただきたいかったと私は思うんですけども、今後、そういうことも含めて考えていただくことはできないでしょうか。本当に1ヘクタール以下の農家の皆さんへの細かな支援というのが大事じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業振興プランにおいても、小規模、また農業に関心のある方、兼業農家、そういったところも多様な担い手という位置づけをしています。今現在実施している補助事業、メニューもございますけど、いろいろな観点から、今後、多様な担い手という位置づけの中でどういった支援が考えられるのかというのは考えていく必要はあろうかと思えますけど、今すぐここで、こういった支援をしますということは明言はできませんけど、今後いろいろな視点で考えていきたいというふうに思います。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

それで、一方では法人や大型農家の皆さんも、高齢化で後継者がいないなどという問題も抱えてきておられるんじゃないかと思えます。農地中間管理事業にも限界があると思えます。法人がもし行き詰まったら、小規模な家族農業だったら代々守ってこられたわけですけども、大型農家を守ることはなかなかできません。しかし、小規模農家にしろ大型農家にしろ、やっぱりその農家を守っていかなきゃならんと思えます。そういうことで、価格保障とか所得補償がなければ持続可能な農業というのはできないと思えます。耕作放棄地が太陽光発電にどんどん転換されてきているのが三次市の現状じゃないでしょうか。基幹産業である農業を守るために、三次市独自としても支援を考えてはいかがかというふうに思います。ちなみに、外国の状況を見ますと、例えばスイスなんかは農業が所得に占める割合が92.5%、ドイツでも77%、フランスも64%です。日本は30.2%しかありません。これが今の国の政策の中なんです。これでは本当に農地を守る、農業を守るというのはできないというふうに思います。ぜひともそういうところに力を入れていただきたい、独自にもしていただきたいというふうに思います。

そういう中で、農家の皆さんが大変苦しんでおられるのが何かというと、鳥獣被害対策です。昨日の質問の中であつたんですが、令和4年の被害額は3,200万円と減少しているという答弁でございました。これは共済の被害金額に該当するんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 被害額は、主には共済加入の被害額を基準としております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） ということは、共済に加入して被害を届け出なければこの金額は出てこないわけですけども、共済の被害に該当しない規模の被害というのは、あちこちで起こっております。私も今年やられました。被害にはなりませんでした。そういうものもあります。それから、家庭菜園をやっているのがやられた。ジャガイモを植えたら次から次に掘って取られて、3回植えて、やっと芽が出だしたというような方もおられます。また、畦畔がやられたり、水路が破壊されたりというようなことも含めて、ちょこちょこですから被害まで該当しないんですよ。ということで、これはもう駆除ということで個体を減らすしか、私はないというふうに思っております。聞いてみましたら、駆除班の方は8班で144名。これも昨日の答弁であったと思います。これで追いついてはいないのではないかとこのように思います。

それともう一つ、狩猟者登録者が捕獲奨励金2,500円、これは11月15日から2月末までということになっておるようです。捕獲期間は、11月15日から2月末以外だったら、7,000円ということになっている。駆除と捕獲はどのように違うのか。これを統一することはできないのか、まずお伺いしたいと思っております。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） まず、狩猟期間というのが11月15日から2月末でございます。これは、いわゆる猟を目的とした期間でございます。これは駆除ということではございません。猟を趣味とした期間、狩猟の期間でございます。それ以外を駆除対応ということで、いわゆる駆除期間ということで、駆除の捕獲という考え方でございます。狩猟はあくまでも猟をする期間、それ以外が駆除期間ということで、駆除班による駆除をいただいているというその期間になります。これを1つに合わすということにはならないということです。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） しかし、狩猟期間は11月15日から2月末ですけども、狩猟だけじゃもう間に合わん。駆除も含めてしなければ、個体を減らさなければ、もう被害が出っ放しなんです。数も増えていきます。熊はちょっと駆除はできないんですけども、熊も冬眠せずに出てきておるというのを今日の昼のニュースでもやっておりましたが、そういう状況になってきています。私の家の中にも、アライグマまで飛び込んできます。そういう状況ですから、特にイノシシと

鹿ですよ。何で統一できないのかというのがどうしても分かりませんし、駆除班の人は144名しかおられんですけども、駆除の捕獲者登録の人はもっと人数はいらっしゃるんですよ。それはなぜかという、駆除するためにそれを取得しておられるわけですから、そういう人たちを統一して、駆除する必要があるんじゃないかというふうに本当に思うわけで、狩猟免許取得者は昨日の答弁で447名もおられるわけですから、それで、そういう人たちが例えば捕獲しても、それは狩猟にしかならないわけですよ。

もう一つは、捕獲した後の体制が大変苦勞しておられます。穴を掘って埋めるといったら、一日仕事で穴を掘って埋めたりということも含めてしておられます。ICTの捕獲機材も大事なんですけども、費用もかかるだけで、なかなかできるものではないと思います。この捕獲したときの大変さ、捕獲したら処分するための担当者、プロジェクトチームをぜひつくって、対応できるような体制ができないでしょうかということをお聞きしたいんですが、よろしく願います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 鳥獣の捕獲許可、これの要件の1つに捕獲後の処理というのがございます。この捕獲後の処理の要件というのが、自家消費、埋設、また環境クリーンセンターへの搬入というのを明記してあります。本市においては、捕獲した鳥獣の処理は大抵、環境クリーンセンターに搬入されているというのが多い状況でございます。捕獲許可というのは、実際に申請をされた方に対して捕獲許可をするわけなんですけど、そこに、先ほども言いましたように捕獲後の処理というのも明記してありますので、捕獲した個体の最終処理というものは、その許可を受けた方が最後まで責任を持って行われるべきものでありますので、最終処分までしていただくというのが前提だろうというふうに考えておりますので、プロジェクトチームというようなものを設置するという事は考えておりません。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) でも、捕獲して処理するのが大変になってきておるといのが地域の実情じゃないでしょうか。ついでに申しますと、被害が出て、許可をもらうための申請手続も非常に面倒くさいということで、なかなか出すのも厄介だという意見も聞いております。よその自治体なんかでは、日本農業新聞にも載っておりましたが、処理するトラックだったかな、そういうものが販売もされております。そういうところで、そういうプロジェクトチームをつくっていかんと、本当に個体を減らさんと、被害はなくならないというふうに思います。もちろん、電気柵やメッシュで囲って守るということも大事なんですけども、本当に私の近所というたつて、県道を平気でイノシシが歩いて、逃げてくれんぐらいですよ。うろうろしております。20年前までは全然そういう状況はなかったのが、どんどん出てきておるといのが実態なんです。

本当にそういうところに力を入れていただきたいということを申して、次の質問へ移ります。

生態系を生かした持続可能な農業へということで、世界の主流はアグロエコロジーということです。持続可能な農業に進んでいます。EUでは、2050年までに温室効果ガス排出をゼロにすると。環境、経済、社会の持続可能な開発目標の達成をめざしています。一方、日本では、みどりの食料システム戦略で、2050年までに化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減する。化学肥料の使用量を30%低減する。耕作面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万ヘクタールに拡大すると言っておりますが、EUの戦略をまねてはいるんですが、課題や目標を全部先送りにしてしまっています。食料自給率向上には全然顧みないものとなっているのが現状です。現行基本法で定めた2020年基本計画では、2030年目標は農薬が10%減、化学肥料が20%減、有機農業の面積は6.3ヘクタール、1.5%にとどまっております。2050年目標には、まさに程遠いものです。みどり戦略を法制化した、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律というのがあります。国の目標も、検証義務も定められていません。この基本法の柱に、アグロエコロジーの方向こそ求めていかなければならないのではないのでしょうか。2020年の現行基本法の下でも、中小・家族経営など多様な経営体の育成、支援を位置づけてはいますが、掛け声と効率化を求めようとしているにすぎないのではないのでしょうか。

これまで農家の皆さんは、家族農業の下で農業を生産し、維持することで多面的機能を維持してきました。その中に、田んぼダムもその1つです。市長も市政懇談会の報告で、最後に田んぼダムのことについて触れておられます。農家の果たしてきた役割は、この2000年以上の持続可能な農業を続けてこられたことにあります。これは正當に評価されなければなりません。ところが、田んぼは減反で耕作放棄地となり、荒廃して、ダムの役割すらなくなっているのではないのでしょうか。三次市の経営体が減少する中で、規模拡大による法人化には支援はしておられますが、三次市の経営体に2ヘクタール、1ヘクタール以下の農家の皆さん、団体経営への集約は一定進んできておるんですけども、この経営が行き詰まる法人の方も出ておられます。国連の家族農業10年に基づいた農業こそ、アグロエコロジーの農業へつながっていくものになると思います。そのためには、欧米では当たり前の環境づくり、価格保障や所得補償も必要です。そういう農業政策に転換する必要があると思います。前段の質問とちょっと似てるんですけども、そういう考え方にどこかで転換しなければ本当に日本の食料自給率というのは守れないというふうに思うんですが、細かい話じゃなくて、本当にその考え方に転換する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) アグロエコロジーという、議員が言われます生態系を生かした持続可能な農業ということでございますけど、地球環境や生態系に配慮した農業、そして持続可能な農業というのは必要なことだろうというふうに考えております。

価格保障でありますとか、そういったところについては、やはりこれは国策であろうというふうに思います。市といたしましては、そういった自然環境でありますとか生態系、そうした環境に配慮した農業を推進していくという考え方は大変重要であろうというふうに思っております。できることから取組を進めるということで、農薬や化学肥料を減らした取組、そういったところからまずは取り組んでいくというところが必要であろうというふうに思います。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) それは、今日明日にすぐできるものではありませんけども、ぜひともそういう考えの下に農業政策を進めていただきたい。また、国に対してもそういうことをきちっと言っていく必要があるというふうに思います。

それと、次の質問に移りますけども、これも関連するんですけども、安心・安全な食材確保ということで、有機食材の推進ということで、これこそ農業再生につながる取組ではないかというふうに思います。化学肥料や農薬を使い続けることは人が生きていく上で問題はないのか、大変疑問です。私が子供の頃は、ヘリコプターできつい農薬をまいておりました。学校も休みになっておりました。かなり私も農薬の影響を受けているんじゃないかというふうに思うんですけども、現在では、ネオニコチノイド系農薬というのが影響の研究で出ております。農薬は、臨床試験は行っていません。動物実験で安全だとしていますが、哺乳類の脳や自律神経を攪乱する作用が大きいとする結果も出ております。化学合成農薬を使用するようになって70年です。私の年齢に近いところがございますが、ずっと使ってきて、大変疑問に思うところです。このネオニコチノイドは、EUでは全面禁止となっております。台湾、韓国、中国も部分規制を始めています。農薬を使わなくて済む農業に転換していかなければならないというふうに思います。

幸い、三次市では薬用作物の取組が行われておりますが、これは恐らく農薬は使用できないんじゃないかというふうに私は思うんですが、このことから、この農薬を使わないということを発展させて、農業への転換を図っていくという考えはないでしょうか。まずお聞きします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、農薬でありますとか除草剤、これを使われている農業者の方は大半使われていると思いますけど、これは登録農薬ということで、使用基準の範囲内で農薬を使われているという状況でございます。今、これからの取組の方向性として、先ほども申しましたように農薬や化学肥料を減らした取組、これを段階的に取り組んでいくということはこれからの農業の1つであろうというふうに思いますが、なかなか有機農業にすぐさま転換ということにもならない。段階を経て取組を進めていくという考えでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） すぐできるもんじゃないというふうに私も思います。なかなかできませんけども、そういう方向性をきちっと打ち出す。その最も手っ取り早いのは、手っ取り早いと言ったらいけんけども、学校給食の食材への有機栽培の提供じゃないかというふうに思うんです。今、地域の皆さんから食材を提供してもらったりしながら、センター化になったのは残念なんですけども、そういう取組が行われております。そういう食材をできる農家の皆さんをより多くつくっていくということが本当に重要だと思います。これは、教育委員会も出てこられたんですが、教育委員会、また農政課とも併せて取組を進めていく方向を持っていただきたいというふうに思いますが、そういう考えはないでしょうか。まずお聞きします。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育次長。

〔教育次長 宮脇有子君 登壇〕

○教育次長（宮脇有子君） 学校給食においては食材の安定的な調達が必要であり、そのための生産体制の拡大と供給体制の確立が必要となります。本市における有機農産物の生産者数はまだ少なく、供給体制が確立されていない状況でございます。また、有機農産物は慣行栽培のものより多少価格が高くなる傾向があり、給食費に影響し、保護者の負担がさらに増えることが予想されるため、保護者の理解も必要となってまいります。したがって、学校給食への導入には、供給体制の確立と小・中学校のPTA代表者等で構成される学校給食共同調理場運営協議会での審議が必要であり、現状では困難であると考えます。

現在、三次学校給食センターにおいては、三次産農産物の活用を図り、地産地消を推進することを目的に、給食センターに必要な三次産農産物を安定的に調達するための出荷者連絡協議会を設置し、取組を進めております。協議会の会員である出荷者の皆さんには、品質について細心の注意を払っていただいているところでございます。また、野菜ごとに生産管理日誌シートを記録、保管していただき、この生産管理日誌シートには野菜の栽培履歴が記されております。施肥の記録や防除の記録から、肥料や農薬の使用履歴を確認することもできます。これは農薬や肥料が適正に使用されている作物であることを証明するもので、減農薬・減化学肥料栽培の推進に資するものでございます。このような取組を通して、三次の子供たちに三次産の農産物を取り入れた安心・安全な給食の提供を行ってまいりたいと考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） さらっとできないと言われましたけど、そういう実態があるということもしっかり見ていただきたいというふうに思います。だから、教育委員会だけじゃなくて、農家の皆さん、農政課の皆さんとしっかりそのところは議論して、進めていく体制をつくれれば、できるというふうに思います。本当にさっきも言いましたけど、外国ではもうそういうのは禁

止しておるわけですから。そういうものを食べ続けたら次にどういう問題が起こってくるのかというのは、何が出てくるか分からないという状況というのがあると思います。アトピーであったり、そういうのが大変増えておるのは、私たちがきつい農薬を吸って、それのお孫さんの時代なんです。そういうことも含めて研究し、考えていただきたいということを申して、時間がなくなるので次の質問に移ります。

国民健康保険の負担軽減についてお聞きします。これは9月議会でも言いましたが、同じようなことになるんですけども、年収380万円の夫婦2人と子供2人で4人家族の方で、令和2年の保険料が40万8,775円から、令和6年、来年になるんですけど、48万8,021円になるというシミュレーションがありました。4年間で7万9,246円の上昇です。これ、激変緩和で少しずつ上げてきたからそうなると言うけども、これだけの値上げが4年間で行われたというのは、負担を強いることになっておると思います。恐らく、所得のほうは増えとるわけではないと思います。所得が増えればもっと上がるのかもしれませんが、本当に収入が増えてないのに負担だけが増えてきておると思います。

この間、コロナで売上げは減少し、多くの方が困っておられます。水道料金も値上げをしています。燃料のガソリン代や軽油、灯油の値上がりも併せてです。まさに物価高騰の中で、これは何とかしてほしいという声が届いています。このまま国保料の値上げをしなければならぬのかどうか。負担を強いることでしかないではないかというふうに思うんです。これに対しての対策が必要だと思いますが、そういう対策の考えというのはもうなしで、そのまま県の言われるとおりに上げてしまうんでしょうか。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 9月定例会でも同様の議論があったかと思います。準統一につきましては、本年度、全市町の首長が合意されまして合意形成をなされたということで、令和6年度においては全市町が税率改正に入るだろうというふうに思っております。以後は、市にはその裁量はありません。ただし、県が各市町の税率を算定する過程においては、幾らかの剰余金があればそれを投入して税率を下げるとか、そういった意見、要望というのは、当然これは市町にございますので、していくべきだろうというふうに考えます。ただ、示された数字に対して、市が一般財源等を投入して軽減措置を取るということはできません。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 県に私が問い合わせたら、皆が応分の負担を出し合い、お互いを支え合う相互扶助の理念に基づき、被保険者の公平性を取ることが必要となるということでした。でも、国保制度というのは相互扶助ではなく、社会保障制度として運営されなければならないものなのに、社会保障制度の維持のためだと言いながら保険料を負担になるというのは、社会保障と

は言い難い制度ではないでしょうか。本当にこれは対策が必要ではないかというふうに思います。そのことを入れて9月でも言いましたが、子供の均等割、これだけでも三次市が負担することをしたらいかなのですか。1,800万ぐらいでできるという答弁であったというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 先ほど答弁させていただいたんですけども、県統一になった以上、国保財政の運営においては、各市町が独自の軽減措置を講ずるということは他市町に与える影響もございます。よって、適当ではないというふうに市としては考えておりますので、未就学児の本人負担分の公費投入は考えていないところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) もう県の言われるとおりで、それを淡々とやっていくということですね。日本共産党は、県内に議員がたくさんいます。県議も2人おります。県と今交渉しております。国民健康保険税を下げてくださいという取組をしっかりと行っていきたいと思うし、自治体からもそういう声を上げていただきたいというふうに思います。

もう一つ聞きたいのは、国民健康保険税の滞納者の方についてお聞きします。滞納の差押えというのが、調べたら137件あると聞いております。その滞納の差し押さえられた方はどのようになるのかということをお聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 国民健康保険事業は、市民の皆様からお支払いいただいている税金等により運営をされております。多くの方は納期限までにお支払いをさせていただいておりますけれども、納期限が過ぎてもなお、お支払いに応じただけでない方もおられます。滞納を放置しておくことは納付意識のさらなる希薄化につながるばかりか、きちんと納付していただいている方との公平性も保てないこととなります。また、未収金を増加させることは市の財政を圧迫し、医療サービスの停止など、国保の財政運営に支障を来すことにもなりかねません。そういった事態を回避するため、再三の納付催告に対し反応がない、または納付可能な状況にもかかわらず自主的な納付に応じただけでない場合においてのみ、法律に基づく滞納処分を行っているところです。

代表的なケースについてお答えしますと、預貯金差押えでは、基本的には金融機関に臨場し、預貯金残高の確認後、最低生活の維持に支障を来さない額について差押えを執行いたします。給与差押えでは、民事執行法に基づき、勤務先の会社により給与天引きの手法を取ります。他

には年金、生命保険、国税還付金等がございます。債権の差押えでは、債務者の生活を過度に圧迫することがないように、個々の生活実態に応じた対応としております。

いずれにしましても、滞納処分は公権力の行使であることから、極めて慎重に調査し、執行の可否を検討する中で行っているところです。一方、疾病や事業廃止などの理由により、一時的に納付が困難な状況になられた場合は適宜相談に応じ、徴収猶予、換価猶予を適用する中で、税制上における緩和措置も行っているところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 滞納の話は理解できますが、滞納してしまうということは、負担が大きくなつとるから滞納になるという方も中にいらっしゃると思います。ぜひともそこは考えていただきたいというふうに思います。

時間がないので、最後の行政組織の変更について質問いたします。このたびの支所部新設ということで、現在の支所長は課長級にするということになるんですけども、これは支所機能の低下につながるのではないかという懸念があります。旧町村の成り立ちや取組状況が違っております。独自の取組も行われております。3村に1部長、4町に1部長と対応することは、旧町村からの意思や相談などの取組がダイレクトに届いてこない。また、自治連との関係は、部長との対応に課長経由で届くことになるというふうに思います。支所長が課長であるということで、議会にも出てこないということになります。これでは旧町村の機能低下を招くことになるのではないか。この辺の考えをどのように考えておられるのか、お聞きします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡経営企画部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長(笹岡潔史君) 今回の行政組織の変更案におきます支所の管理体制の見直しにつきましては、平成の大合併以来、約20年が経過する中で、支所管内におきます支所の耐震化や複合化、区画整理などの大型事業の整理がおおむね終了したことと、支所業務のほとんどが現行上、課長級であります支所次長の決裁で完結できていることなど、支所業務の管理運営状況等を踏まえ、検討を行った結果、今回、支所部を新設いたしまして、担当部長を置き、支所長を課長級に変更しようとするものとしました。この見直しにつきましては、職員の職務・職責や業務の遂行状況などを考慮して組織体制を見直そうとするものでありまして、支所の機能低下や市民サービスに変更が生じるものではないと考えております。そのため、これまでの行政組織の変更の際と同様に、市議会に説明させていただいた上で、今回、関連条例の改正案を御提案させていただいているものです。

なお、住民自治組織との関係につきましては、今後も7支所の体制を維持し、支所長が支所の責任者として職責を果たすとともに、必要に応じまして支所の担当部長も連携して対応するなど、これまで同様に責任ある対応をしていくように考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 課長級で決裁が進んできたということは、支所の機能をもうそれでさせてきたということに、部長はいなくてもいい状態にしてきたんじゃないですか。独自に支所の機能があると思うので、そのところをやっぱりなくしてきて、もう支所長は課長級でいいんだというふうに言うておられるようにしか私には思えないんですが。

このことについて、自治連や住民の皆さんとの合意はきちっとできておるのかということ、このままでいいのかということを最後にお聞きしたいと思います。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長(笹岡潔史君) 今回の支所体制の見直しですが、先ほど申しましたように、支所の機能低下や市民サービスに変更が生じるものではないと考えております。そういったことから、これまでの行政組織の変更時と同様に、住民自治組織等、関係団体との意見交換は特に行っておりません。これまでと同様に、組織の改正の変更案をお示しさせていただいた上、議会での御議決を頂きましたら、速やかに広報等で周知をさせていただくように考えております。

なお、支所長の決裁の内容ですが、本庁におきましても部長級の職員でそれぞれいろいろ複数の決裁をしている状況ではなくて、実質、課長級の職員のところでおおむねの業務の決裁等は行っている状況で、支所だけが特に支所長が決裁をしていないという状況ではないということをお知らせさせていただきます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) どうも理解が私にはできませんので、しっかりと自治連や住民の皆さんへの徹底をしていただきたいというふうに思います。私は、この行政組織変更については反対の立場を取りたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) 以上で一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第129号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第2、議案第129号令和5年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第129号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第129号令和5年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,932万1,000円を追加し、補正後の総額を409億999万9,000円にしようとするものであります。本補正は国の物価高騰対策に関連する補正であります。

まず歳出から御説明いたします。総務費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業1億6,932万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。地方交付税は普通交付税743万6,000円を追加、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,188万5,000円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、子育て応援金事業について追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第129号は、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

明日から12月14日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から12月14日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定しました。

この際、御通知いたします。各委員長から、委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨、申出がありました。資料についてはタブレットフォルダ内に掲載しておりますので御確認ください。

三次市議会では、明後日からの常任委員会をケーブルテレビで中継いたします。明後日8日金曜日は教育民生常任委員会、来週11日月曜日は産業建設常任委員会、12日火曜日は連合審査会及び総務常任委員会、そして13日水曜日及び14日木曜日は予算決算常任委員会の審査状況を生中継いたします。放送開始はいずれも午前10時を予定しております。皆様、どうか御覧いた

だきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時50分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月6日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 新家 良和

会議録署名議員 小田 伸次